# 特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令(新旧対照条文

# ( 新旧対象条文一覧)

弁理士法施行規則(平成十二年通商産業省令第四百十一号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令(平成八年通商産業省令第六十四号)・	<b>丄業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則 ( 平成二年通商産業省令第四十一号 ) ・・・・・・・・・</b>	特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則(昭和五十三年通商産業省令第三十四号)・・・・・・・	商標登録令施行規則(昭和三十五年通商産業省令第三十六号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	意匠登録令施行規則(昭和三十五年通商産業省令第三十五号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	実用新案登録令施行規則(昭和三十五年通商産業省令第三十四号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	特許登録令施行規則(昭和三十五年通商産業省令第三十三号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	商標法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十三号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	意匠法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十二号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	実用新案法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十一号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	特許法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	
98	93	• 79	• 74	• 71	• 69	• 67	• 51	36	30	24	1	
50	JJ	1 3	, 4	, ,	J	UI	J I	50	50	4	,	

特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令(新旧対照条文(傍線部分は改正部分)

特許法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十号)(第一条関係)

第二章 総則(第一条 第十八条) 第二章 特許出願(第二十三条 第三十一条) 第四章の三 特許出願(第三十一条の二) 第四章の三 特許出願の審査(第三十一条の二) 第四章の三 特許出願の審査(第三十一条の二) 第四章の三 特許協力条約に基づく国際出願に係る特例(第三十八条の十四) 第五章 判定(第三十八条の十八) 第二章 村許権の移転の特例(第三十八条の十四) 第二章 審判及び再審 第一節 総則(第四十一条 第五十六条) 第二章 証拠調べ及び証拠保全 第一款 総則(第五十七条 第五十七条の十六) 第三前 正拠調べ及び証拠保全	改正案
第二章 総則(第一条 第十八条) 第二章 総則(第一条 第十八条) 第二章 学術団体の指定(第十九条 第二十二条) 第二章の二 博覧会の指定(第二十二条の二 第二十二条の四 第二章 特許出願(第二十三条 第三十一条) 第四章の二 出願公開(第三十八条の十四の二) 第四章の四 特許協力条約に基づく国際出願に係る特例(第三十八条の十四の二) 第四章の四 特許権の存続期間の延長登録(第三十七条) 第二章 判定(第三十八条の十四の二) 第二章 制除 第二節 口頭審理(第五十一条 第五十六条) 第二節 口頭審理(第五十一条 第五十六条) 第二節 口頭審理(第五十一条 第五十六条) 第二節 記拠調べ及び証拠保全 第一款 総則(第五十七条 第五十七条の十八)	現行

第三款 当事者尋問 (第五十九条 第五十九条の三)

第四款 鑑定 (第六十条 第六十条の八)

第五款 .(第六十一条 第六十一条の十一)

第七款 第六款 検証 証拠保全 (第六十三条 第六十五条) (第六十二条・第六十二条の二)

第九章 特許証、 条の二 特許表示及び特許料 (第六十六条 第六十九

附則 特許料等の減免又は猶予等 (第七十条 第七十七条)

(削る)

第三款 当事者尋問 (第五十九条 第五十九条の三)

第四款 鑑定 (第六十条 第六十条の八)

第五款 書証 (第六十一条 第六十一条の十一)

第六款 検証(第六十二条・第六十二条の二)

第七款 証拠保全 (第六十三条 第六十五条)

第九章 特許証、特許表示及び特許料(第六十六条 第六十九

第十章 特許料等の減免又は猶予等 (第七十条 第七十七条)

附則

第七条の二(特許法第百八十六条第一項の規定により、 条に規定する場合に該当することを証明する書面を提出しなけ るときは、特許法施行令 (昭和三十五年政令第十六号) 第十九 て利害関係を有する者が利害関係を有する部分について請求す 第三項ただし書に規定する通常実施権又は仮通常実施権につい る事項を記載した書類の交付の請求をする場合において、 許原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されてい 類の謄本若しくは抄本の交付、 ればならない。 書類の閲覧若しくは謄写又は特 証明、 同条

(提出書面の省略)

第十条

(提出書面の省略)

標法 ( 昭和三十四年法律第百二十七号 ) 、工業所有権に関する 例法」という。)又はこれらの法律に基づく命令に規定する手 手続等の特例に関する法律 (平成二年法律第三十号。以下「特 百二十三号) 、意匠法 (昭和三十四年法律第百二十五号) 、商 同時に二以上の手続 (実用新案法 (昭和三十四年法律第 第十条 例法」という。) 又はこれらの法律に基づく命令に規定する手 手続等の特例に関する法律 ( 平成二年法律第三十号。以下「特 標法(昭和三十四年法律第百二十七号)、工業所有権に関する 百二十三号)、意匠法(昭和三十四年法律第百二十五号)、商 同時に二以上の手続 (実用新案法 (昭和三十四年法律第 十三条第二項 (同法第四十三条の二第三項において準用する場 の法律に基づく命令に係るものを含む。) について既に特許庁 きは、一の手続についてこれを提出し、他の手続においてその 八条の二第三項、 第八条第一項、 用する場合を含む。 くは第四十三条第二項 (同法第四十三条の二第三項において準 に証明書を提出した者は、 は第四項前段、 条の七第五項、 二十号)第一条の三又はこの規則第四条の三から第七条まで、 旨を申し出て当該証明書の提出を省略することができる。 ||第二項の規定により提出すべき証明書の内容が同一であると 六号) 第十五条、 他の事件 (実用新案法、意匠法、商標法、特例法又はこれら )をする場合において、特許法第三十条第三項若し 第二十七条第一項、 第九条第四項、第十一条の五第二項、第二十五 第二十七条の二第一項若しくは第二項、 特許法等関係手数料令(昭和三十五年政令第 第六十九条第三項前段若しくは第六十九条の )、特許法施行令 ( 昭和三十五年政令第十 特許法第三十条第三項若しくは第四 第二項、第三項前段若しく 第三十 2

2

第二項、 てその旨を申し出て当該証明書の提出を省略することができる あるときは、一の手続についてこれを提出し、他の手続におい 九条第三項前段の規定により提出すべき証明書の内容が同一で 項前段、 第七条の二まで、第八条第一 用する場合を含む。)、特許法施行令第十五条第二項若しくは くは第四十三条第二項 (同法第四十三条の二第三項において準 続を含む。)をする場合において、 第一条の三第二項若しくは第三項又はこの規則第四条の三から 第三項、特許法等関係手数料令 (昭和三十五年政令第二十号) 第二十七条の二第一項若しくは第二項若しくは第六十 第二十七条第一項、 第二項、 項 第九条第四項、 特許法第三十条第四項若し 第三項前段若しくは第四 第十一条の五

項 の事項に変更がないときは、 項若しくは第六十九条第三項前段に規定する場合において、 前段若しくは第四項前段、 の規則第四条の三から第七条まで、第八条第一項、第九条第四 特許法等関係手数料令第一条の三第二項若しくは第三項又はこ 合を含む。)、特許法施行令第十五条第二項若しくは第三項 に証明書を提出した者は、 の法律に基づく命令に係るものを含む。 長官は、 て当該証明書の提出を省略することができる。 十三条第二項 ( 同法第四十三条の二第三項において準用する場 命ずることができる 他の事件 (実用新案法、 第十一条の五第二項、 特に必要があると認めるときは、 意匠法、 第二十七条第一項、 特許法第三十条第四項若しくは第四 第二十七条の二第一項若しくは第一 当該手続においてその旨を申し出 商標法、特例法又はこれら )について既に特許庁 当該証明書の提出を ただし、 第二項、 第三項

五項、

第二十七条第一項、

第二項、第三項前段若しくは第四項

第三十八条の一

第二十五条の七第

第二十七条の二第一項若しくは第二項

第六十九条第三項前段若しくは第六十九条の二第二項

その事項に変更がないときは、

当該

第一条の三又はこの規則第四条の三から第七条まで、第八条第

)、特許法施行令第十五条、特許法等関係手数料令

一項、第九条第四項、第十一条の五第二項、

合を含む。

手続においてその旨を申し出て当該証明書の提出を省略するこ

当該証明書の提出を命ずることができる。

に規定する場合において、

とができる。

ただし、

特許庁長官は、

特に必要があると認める

# (手続補正書の様式等)

第十四によりしなければならない。 手続の補正は様式第十三により、それ以外の手続の補正は様式 式第六十五の二十一、様式第六十五の二十三、様式第六十五の 十六、様式第四十八、様式第五十、様式第五十一の二から様式 様式第二十、 を除く。 二十五により作成した書面を特許庁に提出することによりした 六十五の十五、様式第六十五の十七、様式第六十五の十九、様 十五の九、様式第六十五の十一、様式第六十五の十三、様式第 六十五の二、様式第六十五の四、様式第六十五の六、様式第六 第五十五まで、様式第六十一の二、様式第六十四の三、様式第 三十八、樣式第四十、 条の七第二項及び同法第百八十四条の八第二項に規定するもの 一、様式第十三、様式第十五の二、様式第十六、様式第十八、 、 まで、 手続の補正 ( 第三項、次条第一項、特許法第百八十四 )のうち、様式第二、様式第四、様式第九、様式第十 樣式第三十二、樣式第三十四、樣式第三十六、樣式第 様式第二十二、様式第二十六から様式第三十一の 樣式第四十二、樣式第四十四、樣式第四

## (弁明書の様式)

(略)

二まで、様式第三十一の五、様式第三十一の九から様式第三十様式第二十、様式第二十二、様式第二十六から様式第二十八の一、様式第十三、様式第十五の二、様式第十六、様式第十八、第二項の弁明書は、様式第二、様式第四、様式第九、様式第十第十一条の四 特許法第十八条の二第二項又は第百三十三条の二

# (手続補正書の様式等)

第十一条 手続の補正 (第三項、 ければならない。 第十三により、それ以外の手続の補正は様式第十四によりしな した書面を特許庁に提出することによりした手続の補正は様式 第六十五の十七、様式第六十五の十九、様式第六十五の二十一 様式第二十、様式第二十二、様式第二十六から様式第三十二ま 十五の十一、様式第六十五の十三、様式第六十五の十五、様式 第六十一の二、様式第六十四の三、様式第六十五の二、様式第 で、様式第三十四、様式第三十六、様式第三十八、様式第四十 を除く。)のうち、様式第二、様式第四、様式第九、様式第十 条の七第二項及び同法第百八十四条の八第二項に規定するもの 六十五の四、様式第六十五の六、様式第六十五の九、様式第六 一、様式第十三、様式第十五の二、様式第十六、様式第十八、 様式第六十五の二十三又は様式第六十五の二十五により作成 樣式第四十二、樣式第四十四、樣式第四十六、樣式第四十八 様式第五十、様式第五十一の二から様式第五十五まで、様式 次条第一項、 特許法第百八十四

## 2~5 (略)

## (弁明書の様式)

二まで、様式第三十一の五、様式第三十二から様式第三十四ま様式第二十、様式第二十二、様式第二十六から様式第二十八の一、様式第十三、様式第十五の二、様式第十六、様式第十八、第二項の弁明書は、様式第二、様式第四、様式第九、様式第十第十一条の四 特許法第十八条の二第二項又は第百三十三条の二

十五の五により作成しなければならない。

中五の五により作成しなければならない。

中五の五により作成しなければならない。

中五の五により作成しなければならない。

中五の五により作成しなければならない。

中五の五により作成しなければならない。

中五の五により作成しなければならない。

中五の五により作成しなければならない。

中五の五により作成しなければならない。

する旨の情報を提供することができる。書類を提出することにより、特許が次の各号のいずれかに該当若しくは実用新案登録請求の範囲若しくは図面の写しその他のは実用新案登録出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲第十三条の三 何人も、特許庁長官に対し、刊行物、特許出願又

| \_ \_ \_ (略)

の規定に違反してされたこと。 用する場合を含む。) 又は第百三十四条の二第一項ただし書項から第七項まで (同法第百三十四条の二第九項において準面の訂正が特許法第百二十六条第一項ただし書若しくは第五本の特許の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図

2 3 (略

(送達)

する旨の情報を提供することができる。書類を提出することにより、特許が次の各号のいずれかに該当若しくは実用新案登録請求の範囲若しくは図面の写しその他のは実用新案登録出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲第十三条の三 何人も、特許庁長官に対し、刊行物、特許出願又

一~四 (略)

2・3 (略)

(送達)

## (略

2 第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。) 及び同 ら第三項までにおいて準用する場合を含む。)、同法第百三十 法第百八十四条の五第三項の規定による却下の処分、同法第百 三条の二第一項 ( 同法第七十一条第三項及び同法第百七十四条 八条の二第一項、第百三十三条第三項 ( 同法第七十一条第三項 十四条の二十第三項の規定による決定の謄本とする。 六十四条の二第一項の規定による審決の予告並びに同法第百八 特許法第百八十九条の送達する書類は、同法第十八条、第十 同法第百三十四条の二第九項及び同法第百七十四条第一項か

3 • 4 (略)

#### 第 二章 削除

第十九条から第二十二条まで 削除

# 第十六条

2 定による決定の謄本とする。 定による却下の処分並びに同法第百八十四条の二十第三項の規 準用する場合を含む。) 及び同法第百八十四条の五第三項の規 条第三項及び同法第百七十四条第一項から第三項までにおいて 場合を含む。)、同法第百三十三条の二第一項(同法第七十一 及び同法第百七十四条第一項から第三項までにおいて準用する 八条の二第一項、第百三十三条第三項 ( 同法第七十一条第三項 特許法第百八十九条の送達する書類は、同法第十八条、第十

3 • 4 (略)

## 第二章 学術団体の指定

## (申請書)

第十九条 特許法第三十条第一項の規定による指定を受けようと 長官に提出しなければならない。 する学術団体は、様式第二十四により作成した申請書を特許庁

- 2 ものおよび発行している機関誌紙を添附しなければならない。 前項の申請書には、当該学術団体の定款またはこれに準ずる
- 3 表者又は管理人の印を押すことを要しない。 第一項の申請書には、 第一条第三項の規定にかかわらず、

### (審理)

第二十条 当該学術団体の定款またはこれに準ずるもの、 特許庁長官は、 前条第一項の申請書を受理したときは (削る)

ついて審理しなければならない。機関誌紙、構成員、研究集会の開催の計画その他必要な事項に

## (指定)

指定をしたときは、その旨を当該学術団体に通知し、かつ、特第二十一条「特許庁長官は、特許法第三十条第一項の規定による

許公報に掲載しなければならない。

ければならない。なかつたときは、その旨および理由を当該学術団体に通知しなる。特許庁長官は、特許法第三十条第一項の規定による指定をし

# (指定の取消し)

指定をした学術団体について指定が不適当であると認められる第二十二条(特許庁長官は、特許法第三十条第一項の規定による)

事実があつたときは、

その指定を取り消すことができる。

を特許公報に掲載しなければならない。その旨およびその理由を当該学術団体に通知し、かつ、その旨2(特許庁長官は、前項の規定により指定を取り消したときは、

# 第二章の二 博覧会の指定

## (申請書)

官に提出しなければならない。
「作成した申請書を当該博覧会の開設の日前一月までに特許庁長規定による指定を受けようとするときは、様式第二十五により第二十二条の二」博覧会を開設する者が特許法第三十条第三項の

一・二 (略) 請求項の記載における他の請求項の記載の引用は、その請

第二十四条の三 (特許請求の範囲の記載) (略)

> 2 にその定款またはこれに準ずるものを添付しなければならない 当該博覧会を開設する者が法人であるときは、 前項の申請書

3 覧会を開設する者の印を押すことを要しない。 第一項の申請書には、第一条第三項の規定にかかわらず、

(審理)

第二十二条の三 他必要な事項について審理しなければならない。 ときは、当該博覧会の名称、開設の目的、 出品者の資格、出品者数、出品物の種類、入場者の資格その 特許庁長官は、 前条第一項の申請書を受理した 開設地、 開設の期間

(指定等)

第二十二条の四 項中「学術団体」とあるのは「博覧会」と読み替えるものとす 」とあるのは「当該博覧会を開設する者」と、 指定」と、第二十一条及び第二十二条第二項中「当該学術団体 規定による博覧会の指定に準用する。この場合において、 十一条及び第二十二条第一項中「特許法第三十条第一項の規定 による指定」とあるのは「特許法第三十条第三項の規定による 第二十一条及び第二十二条の規定は、 第二十二条第 前 第 一条の

第二十四条の三 (特許請求の範囲の記載) (略)

一・二 (略)

請求項の記載における他の請求項の引用は、 その請求項に

6 5 4 2 . 第二十五条の七 第二十七条の三の二 べき証明書の提出は、 兀 書について、 成した回復理由書を提出しなければならない。 場合には、 書の提出 示を除く いと認めるときは、 付しなければならない。 よらなければならない。 文の提出は、 (発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明 |第四項に規定する正当な理由があることを証明する書面を添 (翻訳文の様式等) 特許法第三十六条の二第四項の規定により翻訳文を提出する 第四項の回復理由書の提出は、二以上の事件に係る回復理由 前項の回復理由書を提出する場合には、 の請求項は、 求項に付した番号によりしなければならない。 他の請求項の記載を引用して請求項を記載するときは、そ (略) 同項に規定する期間内に様式第三十一の九により作 当該書面の内容(当該回復理由書に係る事件の表 様式第三十一の五により作成した翻訳文提出書に が同一の場合に限り 特許法第三十六条の二第二項又は第四項の翻訳 引用する請求項より前に記載してはならない。 特許法第三十条第三項の規定により提出す この限りでない。 様式第三十四によりしなければならない ただし、 特許庁長官が、 の書面ですることができ 特許法第三十六条の その必要がな 第二十七条の三の二 特許法第三十条第四項の規定により提出す 第二十五条の七 2 . べき証明書の提出は、 書の提出 ばならない。 四 (新設) (発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明 (新設) (新設) (翻訳文の様式等) 様式第三十一の五により作成した翻訳文提出書によらなけれ 項は、 付した番号によりしなければならない。 他の請求項を引用して請求項を記載するときは、その請求 (略) 引用する請求項より前に記載してはならない。 特許法第三十六条の二第二項の翻訳文の提出は 様式第三十四によりしなければならない

合の手続等) ( 発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場

提出を省略することができる。 十一条第四項若しくは同法第四十三条第一項に規定する書面の 第二項の規定の適用を受けたい旨を記載した書面又は同法第四 及び必要な事項を記載して同法第三十条第三項に規定する同条 優先権を主張しようとする者は、 用する場合を含む。 同法第四十三条第一項 ( 同法第四十三条の二第三項において準 の適用を受けようとする者又は同法第四十一条第四項若しくは 二十七条の四 特許出願について特許法第三十条第二項の規定 以下この条において同じ。) の規定により 当該特許出願の願書にその旨

2 • 3 (略)

(塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等)

第二十七条の五 塩基配列又はアミノ酸配列 (以下この条におい が定めるところにより作成した配列表及び当該配列表につき特 の条において同じ。 許庁長官が定める事項を、願書に添付する明細書(特許法第三 て「配列」という。) を含む特許出願をする者は、特許庁長官 十六条の二第六項の規定により明細書とみなされる外国語書面 (特許請求の範囲及び図面を除く。)の翻訳文を含む。 )に記載しなければならない。 以下こ

(略

協議が成立した旨の特許公報への掲載)

特許法第三十九条第六項の規定により協議をしてそ

合の手続等) (発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場

第二十七条の四 特許出願について特許法第三十条第 の願書にその旨及び必要な事項を記載して同法第三十条第四項 三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。 第四項若しくは同法第四十三条第一項(同法第四十三条の二第 は第三項の規定の適用を受けようとする者又は同法第四十一条 十三条第一項に規定する書面の提出を省略することができる。 旨を記載した書面又は同法第四十一条第四項若しくは同法第四 に規定する同条第一項若しくは第三項の規定の適用を受けたい )の規定により優先権を主張しようとする者は、当該特許出願

2 . 3 (略)

(塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等)

第二十七条の五 塩基配列又はアミノ酸配列 (以下この条にお の条において同じ。 が定めるところにより作成した配列表及び当該配列表につき特 許庁長官が定める事項を、願書に添付する明細書 ( 特許法第三 て「配列」という。)を含む特許出願をする者は、特許庁長官 十六条の二第四項の規定により明細書とみなされる外国語書面 (特許請求の範囲及び図面を除く。)の翻訳文を含む。 )に記載しなければならない。 以下に

2 6 (略)

(協議が成立した旨の特許公報への掲載

第二十九条 特許法第三十九条第七項の規定により協議をしてそ

に掲げる事項を掲載しなければならない。出願についての同法第六十六条第三項に規定する特許公報に次人の協議により一の特許出願人が定められたときは、当該特許の結果を届け出るべき旨を命じられた場合において、当該出願

| 〜 三 (略)

(提出書面の省略)

てその提出を省略することができる。のが変更を要しないものであるときは、その旨を願書に表示して提出した証明書であつて同法第三十条第三項の規定によるもを伴う特許出願をしようとする場合において、先の出願につい第三十一条 特許法第四十一条第一項の規定による優先権の主張

2~5 (略)

(出願審査請求書の様式)

| 求をするときに限る。)は、出願審査請求書にその旨を記載して同条第一項第一号から第三号までに掲げる者が出願審査の請用を受けようとするとき、別の革新に関する特別措置法(平成十一年法律第百三十一号)第十三条第四項若しくは産業活力の再生及び産業を対してはの表に関する特別措置法(平成十年法律の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成十年法律の表に関する法律(平成十年法律の表に表のことを)が、大学等における技術に関する研究 2 第三十一条の二(略)

産業技術力強化法第十七条第二項の規定の適用を受けようと

3

なければならない

に掲げる事項を掲載しなければならない。出願についての同法第六十六条第三項に規定する特許公報に次人の協議により一の特許出願人が定められたときは、当該特許の結果を届け出るべき旨を命じられた場合において、当該出願

|〜三 (略)

(提出書面の省略)

てその提出を省略することができる。のが変更を要しないものであるときは、その旨を願書に表示して提出した証明書であつて同法第三十条第四項の規定によるもを伴う特許出願をしようとする場合において、先の出願につい第三十一条 特許法第四十一条第一項の規定による優先権の主張

2~5 (略)

(出願審査請求書の様式)

第三十一条の二 (略)

(新設)	「示を除く。)が同一の場合に限り、一の書面ですることができ書について、当該書面の内容(当該回復理由書に係る事件の表は、当項の回復理由書の提出は、二以上の事件に係る回復理由ないと認めるときは、この限りでない。
(新設)	
(新設) 第三十八条の二 (略) (翻訳文の様式等)	る場合には、司頁に見足する明凱内に羨式有三十一の元により2(特許法第百八十四条の四第四項の規定により翻訳文を提出す第三十八条の二(略)(翻訳文の様式等)
、その旨を正当権利者に通知しなければならない。べき旨の査定があつた場合において、特に必要と認めるときは継しない者であることを理由として特許出願について拒絶をす第三十六条 特許庁長官は、特許出願人が特許を受ける権利を承(正当権利者への通知)	旨を特許を受ける権利を有する者に通知しなければならない。の査定があつた場合において、特に必要と認めるときは、そのしていないことを理由として特許出願について拒絶をすべき旨第三十六条 特許庁長官は、特許出願人が特許を受ける権利を有(特許を受ける権利を有する者への通知)
4·5 (略)	4・5 (略) ければならない。
認書の番号を記載しなければならない。通商産業省令第九十九号)第七条第二項又は第八条第二項の確査請求書にその旨及び産業技術力強化法施行規則(平成十二年第十八条第二項の規定の適用を受けようとするときは、出願審	号)第七条第二項又は第八条第二項の確認書の番号を記載しな産業技術力強化法施行規則(平成十二年通商産業省令第九十九の適用を受けようとするときは、出願審査請求書にその旨及びの請求をするときに限る。)、又は同法第十八条第二項の規定するとき(同条第一項第四号又は第五号に掲げる者が出願審査

る

ければならない。 範囲の日本語による翻訳文の提出は、様式第五十二によりしな5 特許法第百八十四条の四第六項の規定による補正後の請求の

2

(塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等の特例)

規定により提出される翻訳文に記載されたものとみなす。、当該配列表は、特許法第百八十四条の四第一項又は第四項の則2の規定に従つて作成された配列表が記載されているときは従つて作成されており、かつ、当該明細書に同条約に基づく規特許出願に係る国際出願日における明細書が規則20の規定に第三十八条の十三の二 塩基配列又はアミノ酸配列を含む外国語

2~5 (略)

(延長の理由を記載した資料)

次のとおりとする。 願書に添付しなければならない延長の理由を記載した資料は、第三十八条の十六 特許法第六十七条の二第二項の規定により、

一・二 (略)

許権者であることを証明するため必要な資料権についての専用実施権者若しくは通常実施権者又は当該特三(第一号の処分を受けた者がその延長登録の出願に係る特許

第六章 特許権の移転の特例

(特許権の移転の特例)

ければならない。 範囲の日本語による翻訳文の提出は、様式第五十二によりしな

特許法第百八十四条の四第四項の規定による補正後の請求の

(塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等の特例)

提出される翻訳文に記載されたものとみなす。、当該配列表は、特許法第百八十四条の四第一項の規定により則2の規定に従つて作成された配列表が記載されているときはだつて作成されており、かつ、当該明細書に同条約に基づく規特許出願に係る国際出願日における明細書が規則20の規定に第三十八条の十三の二 塩基配列又はアミノ酸配列を含む外国語

2~5 (略)

(延長の理由を記載した資料)

願書に添付しなければならない延長の理由を記載した資料は、第三十八条の十六 特許法第六十七条の二第二項の規定により、

次のとおりとする。

一・二 (略)

は当該特許権者であることを証明するため必要な資料権についての専用実施権者若しくは登録した通常実施権者又ニ 第一号の処分を受けた者がその延長登録の出願に係る特許

**新設**)

(新設)	第四十六条の三(特許法第百三十一条第三項(同法第百三十四条(請求の趣旨及びその理由の記載)
	係 請求の範囲の全部又は一部を形成するように連関している関
	れる請求項を介して他の一又は複数の関係と一体として特許の関係のうちいずれか一又は複数の関係が、当該関係に含ま
	四の請求項の記載を他の請求項が引用する関係又は前三号引用する関係
	正の請求がされるものに限る。)の記載をその他の請求項が
	三(複数の請求項(訂正審判又は第百三十四条の二第一項の訂二)の言文項の言書を补数の言文項が引用でる限例
	一一一つ青文質の已成と夏女の青文質が一月にも関系を繰り返す関係
	これらの請求項以外の請求項が引用する、又は引用すること
	一の請求項の記載を引用する他の請求項の記載を、さらに
	める関係は、次の各号に掲げるものとする。
(新設)	第四十六条の二(特許法第百二十六条第三項の経済産業省令で定(一群の請求項)
第七章 削除	(削る)
第六章 裁定	第七章 裁定
	応じてするものとする。
(亲言)	転の請求は、自己が有すると認める特許を受ける権利の持分に 第四十名の二、特計決算十一四名第一項の共気はよる特計権の利
7. 折殳)	寺午去育二十四条育

記載したものでなければならない。 九項において準用する場合を含む。 同条第二項及び第三項) 及び第四項 ( 同法第百三十四条の二第 定めるところによる請求の趣旨の記載は、 の二第九項において準用する場合を含む。 三項 ( 同法第百三十四条の二第九項において準用する場合は、 の規定に適合するように 同法第百二十六条第 の経済産業省令で

2 ては、 たものでなければならない。 の請求項ごとに請求をする場合にあつては、当該請求項を含む よる請求の理由の記載は、 群の請求項ごと)に明細書又は図面の訂正との関係を記載し 特許法第百三十一条第三項の経済産業省令で定めるところに 訂正した特許請求の範囲に記載された請求項ごと (一群 請求項ごとに請求をする場合にあつ

(答弁書等の様式)

2 (略)

第四十七条

(略)

3 五十三条第二項の規定による意見の申立てを書面でする場合に は、様式第六十三の三によりしなければならない。 特許法第百三十四条の二第五項、第百五十条第五項又は第百

(略)

第四十七条の六 特許法第百三十四条の三に規定する申立ては、 様式第六十三の六によりしなければならない。 (取消判決があつた場合の訂正請求の申立て)

(訂正の請求の取下げ)

第四十七条 (答弁書等の様式)

(略)

2 (略)

3 五十三条第二項の規定による意見の申立てを書面でする場合に 特許法第百三十四条の二第三項、 第百五十条第五項又は第百

4 (略)

Ιţ

様式第六十三の三によりしなければならない。

(取消判決があつた場合の訂正請求の申立て)

第四十七条の六 特許法第百三十四条の三第一項に規定する申立 ては、様式第六十三の六によりしなければならない。

の予告をしたときまでに当事者若しくは参加人が申し立てたって事件が審決をするのに熟した場合にあつては、当該審決・一切のの一角の一項の訂正の請求(審判の請求がされている請求項に係るものに限る。)を認めないとき。	特許法第百八十一条第二項の規定により審理を開始してかる。)を認めないとき。	審判の請求があつて審理を開始してから最初に事件が審決し出なかつたときであつて、かつ、次に掲げるときとする。  令で定めるときは、被請求人が審決の予告を希望しない旨を申第五十条の六の二 特許法第百六十四条の二第一項の経済産業省 (審決の予告)	なければならない。 の取下げがあつたときは、審判長は、その旨を相手方に通知し第五十条の五の二 特許法第百三十四条の二第七項の訂正の請求(訂正の請求の取下げの通知)	。  の取下げは、様式第六十五の五の二によりしなければならない   の取下げは、様式第六十五の五の二によりしなければならない   第五十条の二の二   特許法第百三十四条の二第七項の訂正の請求
		(新設)	(新設)	(新設)

判官が審判の請求に理由があると認めるとき。とする審決の予告をしていないものに限る。)によつて、審が通知された理由(当該理由により審判の請求を理由がある理由又は特許法第百五十三条第二項の規定により審理の結果

第九章 特許証、特許表示及び特許料

(特許証)

\$ 1°。 第六十六条 特許証には、次に掲げる事項を記載しなければなら

| \_ \_ \_ (略)

正をすべき旨の決定若しくは審決が確定した場合において、は願書に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは図面の訂の規定による請求に基づく特許権の移転の登録があつた旨又、特許権の設定の登録があつた旨、特許法第七十四条第一項

六 (略)

その登録があつた旨

(特許料納付書の様式等)

第六十九条 (略)

2・3 (略)

定の適用を受けようとするときは、特許料納付書にその旨を記は産業技術力強化法第十七条第一項第一号から第三号までの規力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第五十六条又間事業者への移転の促進に関する法律第十三条第三項、産業活4 特許法第百九条、大学等における技術に関する研究成果の民

第九章 特許証、特許表示及び特許料

(特許証)

第六十六条 特許証には、次に掲げる事項を記載しなければなら

一~四 (略)

くは審決が確定した場合において、その登録があつた旨、特許請求の範囲若しくは図面の訂正をすべき旨の決定若し五、特許権の設定の登録があつた旨又は願書に添付した明細書

六 (略)

第六十九条 (略) (特許料納付書の様式等)

2・3 (略)

の旨を記載しなければならない。
「号の規定の適用を受けようとするときは、特許料納付書にそ強化法第十七条第一項第一号から第五号まで、第十号及び第十産業活動の革新に関する特別措置法第五十六条又は産業技術力4 大学等技術移転促進法第十三条第三項、産業活力の再生及び

2・3 (略)第七十条 (略)(資力に乏しい個人の要件)	2・3 (略)第七十条 (略)(資力を考慮して定める要件)
第十章(特許料等の減免又は猶予等)	第十章 特許料等の減免又は猶予等
(新設)	る。
(新設)	付しなければならない。ただし、特許庁長官が、その必要がな  二第  項に規定する正当な理由があることを証明する書面を添  2  前項の回復理由書を提出する場合には、特許法第百十二条の  ならなり。
(新設)	に様式第七十の二により作成した回復理由書を提出しなければ料及び割増特許料を追納する場合には、同項に規定する期間内第六十九条の二 特許法第百十二条の二第一項の規定により特許(回復理由書の様式等)
6 (略)        (略)	6 (略)

	1			
- イン・	(削る)	第七十一条(略)	とする。  一条の二第一号二の経済産業省令で定める額は、二百九十万円一条の二第一号二の経済産業省令で定める額は、二百九十万円5 特許法施行令第十四条第一号二及び特許法等関係手数料令第業所得の金額を合計することにより行うものとする。	が条及び第二十七条の規定に準じて計算した不動産所得及び事一条の二第一号二の規定による所得の算定は、所得税法第二十4 特許法施行令第十四条第一号二及び特許法等関係手数料令第
することにより行うものとする。	とする。	じて計算した不動産所得及び事業所得の金額を合計することに所得の算定は、所得税法第二十六条及び第二十七条の規定に準一条の二第二号口の所得税法第二号口及び特許法等関係手数料令第第七十一条 (略)	(新設)	(新設)

第一条の二第一号口に掲げる要件に該当する場合(市町村民二)特許法施行令第十四条第一号口又は特許法等関係手数料令に該当することを証する書面(おいり)に該当する場合(当該要件第一条の二第一号イに掲げる要件に該当する場合(当該要件)を対象を	合に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。  一条の三の経済産業省令で定める書面は、次の各号に掲げる場第七十四条 特許法施行令第十五条及び特許法等関係手数料令第(添付書面)	2 (略)	2 (略) ばならない。	第七十二条 特許法施行令第十五条に規定する申請書は、様式第(特許料減免申請書等の様式) 一・二 (略) 3 (略)
(新設)	定する外国所得税に相当する税に係る申告の写しとする。経済産業省令で定める書面は、所得税法第九十五条第一項に規に特許法等関係手数料令第一条の三第二項第二号及び第三号の第七十四条(特許法施行令第十五条第二項第二号及び第三号並び(添付書面)	2 (略)	2 (略) 様式第七十一により作成しなければならない。	第七十二条 特許法施行令第十五条第一項に規定する申請書は、(特許料減免申請書等の様式)一・二 (略)

	年度末の資
	イ 「定炊、去人の登己事頁正月書又は向事業 手度 末の貸替付る場合を除く。 ) 次に掲げる書面
	一条の二第二号に掲げる要件に該当する場合(次号に該当す
(新設)	六 特許法施行令第十四条第二号又は特許法等関係手数料令第
	に該当することを証する書面
	第一条の二第一号ホに掲げる要件に該当する場合 当該要件
(新設	五 特許法施行令第十四条第一号ホ又は特許法等関係手数料令
	書の写し)
	(非居住者にあつては、外国所得税に相当する税に係る申告
	係る納税証明書その他当該要件に該当することを証する書面
	第一条の二第一号二に掲げる要件に該当する場合 事業税に
(新設	四に特許法施行令第十四条第一号二又は特許法等関係手数料令
	書の写し)
	(非居住者にあつては、外国所得税に相当する税に係る申告
	係る納税証明書その他当該要件に該当することを証する書面
	第一条の二第一号八に掲げる要件に該当する場合 所得税に
(新設)	三   特許法施行令第十四条第一号八又は特許法等関係手数料令
	°))
	いて「外国所得税に相当する税に係る申告書の写し」という
	国所得税に相当する税に係る申告書の写し (以下この条にお
	う。) にあつては、所得税法第九十五条第一項に規定する外
	に規定する非居住者(以下この条において「非居住者」とい
	に該当することを証する書面(所得税法第二条第一項第五号
	税 (特別区民税を含む。) に係る納税証明書その他当該要件

七 場合に限る。 条の二第二号に掲げる要件に該当する場合(同号口におい 又は二の書面(資本金又は出資を有しない法人にあつては うち、資本金又は出資の総額及びその設立の日を証する一 給された書面その他これらに類するもので名称、住所、 照表 (外国法人にあつては、 特許法施行令第十四条第二号又は特許法等関係手数料令第 は出資の総額を記載したもの) 本金又は出資の総額及び設立の年月日を記載したもの)の その他これらに類するもので名称及び住所並びに資本金又 する外国法人(以下この条において「外国法人」という。 称及びその有する株式の数又は出資の金額を記載した書面 た税額を証する書面(外国法人にあつては、 十四号に規定する株主等をいう。) の氏名及び住所又は名 その設立の日以後十年を経過していないことに該当する 法人税として納付した税額又は納付すべきことが確定し にあつては、官公署から発行され、又は発給された書面 定款、 前事業年度末の貸借対照表及び定款、 前事業年度終了の日における株主等(法人税法第二条第 法人の登記事項証明書又は前事業年度末の貸借対 次に掲げる書面 官公署から発行され、又は発 寄付行為又は法人 損益計算書) 資 (新設)

(削る)

前号八に掲げる書面

の登記事項証明書のうち、

その設立の日を証する書面)

2

法人税法第二条第十四号に規定する株主等をいう。)の氏名及業省令で定める書面は、前事業年度終了の日における株主等(等関係手数料令第一条の三第三項各号列記以外の部分の経済産特許法施行令第十五条第三項各号列記以外の部分及び特許法

( 削 る)	(削る)

4 3 るූ した書面とする。 び住所又は名称及びその有する株式の数又は出資の金額を記載 令第一条の三第三項第二号の経済産業省令で定める書面は、非 の他これらに類するもので次に掲げる事項を記載したものとす 国法人にあつては官公署から発行され、 令第一条の三第三項第一号の経済産業省令で定める書面は、 特許法施行令第十五条第三項第一号及び特許法等関係手数料 特許法施行令第十五条第三項第二号及び特許法等関係手数料 資本金又は出資の総額 名称及び住所

は損益計算書とする。

実用新案法施行規則 (昭和三十五年通商産業省令第十一号) (第二条関係)

十二の項の経済産業省令で定める期間は、一月とする。第十八条の三(実用新案法施行令第二条の表中、法第四十八条のの納付期限の特例)(決定により実用新案登録出願とみなされる国際出願の登録料(決定により実用新案登録出願とみなされる国際出願の登録料	四十八条の十六第四項に規定する決定の日から二月とする。七第一項及び第二項の項の経済産業省令で定める期間は、法第第十八条の二(実用新案法施行令第二条の表中、法第四十八条の提出の期間)	によりしなければならない。 第十一条 実用新案法第四十八条の四第六項の請求は、様式第九(国内処理請求書の様式)	の請求項は、引用する請求項より前に記載してはならない。四、他の請求項の記載を引用して請求項を記載するときは、そ求項に付した番号によりしなければならない。「一・二」(略)「一・二」(略)(実用新案登録請求の範囲の記載)	改正案
(新設)	(新設)	によりしなければならない。第十一条 実用新案法第四十八条の四第四項の請求は、様式第九(国内処理請求書の様式)	項は、引用する請求項より前に記載してはならない。四 他の請求項を引用して請求項を記載するときは、その請求付した番号によりしなければならない。	現

(情報の提供)	る。	を添付しなければならない。ただし、特許庁長官が、その必要条の二第一項に規定する正当な理由があることを証明する書面2.前項の回復理由書を提出する場合には、実用新案法第三十三ればならなり。	はだったA.S.プーでは、これの内では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では 1000円では、	六(略)	は同法第十七条の二第一項の規定による請求に基づく実用新用新案法第十四条の二第一項の訂正に係るものに限る。)又五 実用新案権の設定の登録、実用新案登録の訂正の登録(実 一~四 (略) (実用新案登録証には、次に掲げる事項を記載しなけれ (実用新案登録証)	
(情報の提供)	(新設)	(新設)	(新設)	六 (略)	実用新案法第十四条の二第一項の訂正に係るものに限る。)実用新案権の設定の登録又は実用新案登録の訂正の登録(一~四 (略)「外四 (略)(略)(実用新案登録証には、次に掲げる事項を記載しなけれ(実用新案登録証)	

ら第三項まで若しくは第六項の規定により実用新案登録をするる考案に係るものに限る。)、第三条の二又は第七条第一項か考案が実用新案法第三条第一項第三号及び第二項(同号に掲げは図面の写しを提出することにより、実用新案登録出願に係る細書、実用新案登録計求の範囲若しくは特許請求の範囲若しくは子二十二条(何人も、特許庁長官に対し、刊行物若しくはその写

2・3 (略)

ことができない旨の情報を提供することができる。

れかに該当する旨の情報を提供することができる。の書類を提出することにより、実用新案登録が次の各号のいず請求の範囲若しくは特許請求の範囲若しくは図面の写しその他登録出願又は特許出願の願書に添付した明細書、実用新案登録第二十二条の二 何人も、特許庁長官に対し、刊行物、実用新案

(略)

されたこと。 七条第一項から第三項まで若しくは第六項の規定に違反して その実用新案登録が実用新案法第三条、第三条の二又は第

三・四 (略)

2・3 (略)

(特許法施行規則の準用)

号、第十一条の二、第十三条の二並びに第十三条の三の規定を四条の三第一項第四号、第五号及び第十四号並びに第三項第七第二十三条(特許法施行規則第一章(総則)(特許法施行規則第

ことができない旨の情報を提供することができる。 細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲若しくは写出願言に添付した明 し又は実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲若しくの写 の写しを提出することにより、実用新案登録出願に係るら第三項まで若しくは第二項の規定により、実用新案登録出願に係るら第三項まで若しくは第二項の規定により、実用新案登録出願に係る とにより、実用新案登録出願に係るの場所を表しては、利行物若しくはその写

2・3 (略)

れかに該当する旨の情報を提供することができる。の書類を提出することにより、実用新案登録が次の各号のいず請求の範囲若しくは特許請求の範囲若しくは図面の写しその他登録出願又は特許出願の願書に添付した明細書、実用新案第二十二条の二 何人も、特許庁長官に対し、刊行物、実用新案

一(略)

されたこと。 七条第一項から第三項まで若しくは第七項の規定に違反して一、その実用新案登録が実用新案法第三条、第三条の二又は第

三・四 (略)

2・3 (略)

(特許法施行規則の準用)

号、第十一条の二、第十三条の二並びに第十三条の三の規定を四条の三第一項第四号、第五号及び第十四号並びに第三項第七第二十三条(特許法施行規則第一章(総則)(特許法施行規則第一

則第四条の三第一項中「十三 再審の請求」とあるのは「十三録に関する手続に準用する。この場合において、特許法施行規除く。)の規定は、実用新案登録出願、請求その他実用新案登

## 再審の請求

互項、 第十五条」とあるのは「実用新案法施行令第三条第二項」と、 る特許法施行規則第三十八条の二第三項」と、「 特許法施行令 第二項」と、「この規則第四条の三から第七条まで、第八条第 」とあるのは「実用新案法施行令(昭和三十五年政令第十七号 とあるのは 三項中「六 の二 実用新案法第十四条の二の規定による訂正. 五項中「手数料」とあるのは「手数料又は登録料」と読み替え 第十一条第四項中「手数料」とあるのは「登録料」と、同条第 十条中「特許法施行令 ( 昭和三十五年政令第十六号 ) 第十五条 行規則第十五条第二項の規定による物件の受取の手続 項 |十|条の四第| とあるのは「実用新案法施行規則第二十一条第三項前段、 第三条第二項」と、「第一条の三」とあるのは「第二条の二 一項の規定による情報の提供 第九条第四項、 第二十七条第一項、第二項、第三項前段若しくは第四項 第二十七条の二第一項若しくは第二項、第三十八条の一 第六十九条第三項前段若しくは第六十九条の二第二項 第十五条第二項の規定による物件の受取の手続」 六の二 第二十二条第一項及び第二十二条の二第 第二十三条第一項において準用する特許法施 |項若しくは第二十三条第三項において準用す 第十一条の五第二項、 第二十五条の七第 Ļ 同条第 と、第 第

則第四条の三第一項中「十三 再審の請求」とあるのは 十三録に関する手続に準用する。この場合において、特許法施行規除く。)の規定は、実用新案登録出願、請求その他実用新案登

## 再審の請求

と読み替えるものとする。 項若しくは第六十九条第三項前段」とあるのは「実用新案法施 前段若しくは第四項前段、第二十七条の二第一項若しくは第二 項、第十一条の五第二項、第二十七条第一項、第二項、 の規則第四条の三から第七条まで、第八条第一項、 項若しくは第三項」とあるのは「第二条の二第二項」と、「こ とあるのは 三項中「六 第十五条第二項の規定による物件の受取の手続」 の二 実用新案法第十四条の二の規定による訂正. 行規則第二十一条第三項前段」と、「特許法施行令第十五条第 三十五年政令第十七号)第三条第二項」と、「第一条の三第一 第二項若しくは第三項」とあるのは「実用新案法施行令 ( 昭和 第十一項の規定による情報の提供 行規則第十五条第二項の規定による物件の受取の手続 十条中「特許法施行令 ( 昭和三十五年政令第十六号 ) 第十五条 |項若しくは第三項| とあるのは「実用新案法施行令第三条第 |項」と、第十|条第四項中「手数料」とあるのは「登録料」 同条第五項中「手数料」 | 六の二||第二十二条第一項及び第二十二条の二第||「六||第二十三条第一項において準用する特許法施 とあるのは「手数料又は登録料. 第九条第四 第三項 同条第 第

(削る)

(削る)

2

- 通知、 二から第二十七条の五まで、第二十八条から第二十八条の四ま パリ条約による優先権等の主張の証明書の提出、発明の新規性 るのは「実用新案技術評価」と、「同法第百九十五条の二」と るのは「実用新案法第五十四条第五項」と、「出願審査」とあ 第四項」と、同条第四項中「特許法第百九十五条第六項」とあ 許法第百九十五条第五項」とあるのは「実用新案法第五十四条 及び提出書面の省略)の規定は、 く優先権等の主張の取下げ、特許出願の分割をする場合の補正 基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等、 の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合の手続等、塩 規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書の提出 あるのは「同条第八項」と、 の二若しくは第六条の二」と読み替えるものとする 三項中「特許法第十七条の二」とあるのは「実用新案法第二条 この場合において、特許法施行規則第二十七条第三項中「特 特許法施行規則第二十六条、第二十七条、第二十七条の三の 第三十条及び第三十一条 (信託、 特許出願の放棄、 特許出願の取下げ、 特許法施行規則第二十七条の五第 実用新案登録出願に準用する 持分の記載等、発明の新 特許出願等に基づ 特許出願の番号の 4

- 。この場合において、特許法施行規則第二十七条第三項中「 パリ条約による優先権等の主張の証明書の提出、 三項中「特許法第十七条の二」とあるのは「実用新案法第二条 あるのは「同条第十項」と、 るのは「実用新案技術評価」と、「同法第百九十五条の二」と るのは「実用新案法第五十四条第五項」と、「出願審査」とあ 第四項」と、同条第四項中「特許法第百九十五条第六項」とあ 及び提出書面の省略)の規定は、実用新案登録出願に準用する く優先権等の主張の取下げ、特許出願の分割をする場合の補正 通知、特許出願の放棄、 基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等、 の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合の手続等、 規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書の提出 許法第百九十五条第五項」とあるのは「実用新案法第五十四条 で、第三十条及び第三十一条(信託、持分の記載等、 の二若しくは第六条の二」と読み替えるものとする 一から第二十七条の五まで、第二十八条から第二十八条の四ま 特許法施行規則第二十六条、 特許出願の取下げ、 特許法施行規則第二十七条の五第 第二十七条、 特許出願等に基づ 特許出願の番号の 第二十七条の三の 発明の新規性 発明の
- 一項 (翻訳文の様式等、塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許5 特許法施行規則第三十八条の二及び第三十八条の十三の二第

3

特許法施行規則第三十八条の二及び第三十八条の十三の二第

塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許

翻訳文の様式等、

10	9	8	ΔĪ			
- 1 (略)  - 1 (略)			4~7 (略)	翻訳文に準用する。	第二項、第四項若しくは第六項又は第四十八条の十六第二項の	出願等の特例)の規定は、実用新案法第四十八条の四第一項、
11 (略) 17 (略) 7 (7) 表定に準用する	「)哉」別「う。10 特許法施行規則第六章 (裁定)の規定は、実用新案権につい10 特許法施行規則第六章 (裁定)の規定は、実用新案権につい	(新設)	6~9 (略)	準用する。	第二項若しくは第四項又は第四十八条の十六第二項の翻訳文に	出願等の特例)の規定は、実用新案法第四十八条の四第一項、

意匠法施行規則 (昭和三十五年通商産業省令第十二号) (第三条関係)

(手続補正書の様式等) (手続補正書の様式等) (手続補正書の様式等) (手続補正書の様式等) (手続補正書の様式等)	改正案
(手続補正書の様式第六十五の十九、同規則第六十条第五項に規定する様式第六十五の十一、同規則第五十八条の二第一項に規定する様式第二十七条の三の三第一項に規定する様式第二十八条の二に規定する様式第二十九条第二項に規定する様式第二十九条第三項に規定する様式第二十九条第三項に規定する様式第二十九条の三に規定する様式第二十九条第三項に規定する様式第二十九条の三に規定する様式第二十九条第三項に規定する様式第二十九条の三に規定する様式第二十九条第三項に規定する様式第二十九条の三に規定する様式第二十九条第三項に規定する様式第二十二条第一項に規定する様式第二十八条の三に規定する様式第二十八条の三に規定する様式第二十八条の三に規定する様式第二十八条の三に規定する様式第二十八条の三に規定する様式第二十八条の三に規定する様式第二十五の二、同規則第五十八条の三に規定する様式第二十五の二、同規則第五十八条の三に規定する様式第二十五の二、同規則第五十八条の三第二項に規定する様式第六十五の十一、同規則第五十八条の二第二項に規定する様式第二十五の二、同規則第五十八条の二第二項に規定する様式第二十五の二、同規則第五十八条の二第二項に規定する様式第六十五の十一、同規則第五十八条の二第二項に規定する様式第六十五の十一、同規則第五十八条の二第三項に規定する様式第六十五の十一、同規則第五十八条第二項に規定する様式第二十五の十二、同規則第五十八条第二項に規定する様式第二十五の十二、同規則第五十八条の二第三項に規定する様式第二十五の十二、同規則第五十八条の二第三項に規定する様式第二十五の十二、同規則第五十八条第二項に規定する様式第二十五の十二、同規則第五十八条第二項に規定する様式第二、同規則第五十八条の二第三項に規定する様式第二、同規則第五十八条の十七第二項に規則第五十八条の二第三項に規則第五十八条の二第三項に規則第五十八条の二項に規則第五十八条の二項に規則第五十八条の二項に規則第五十八条の二項に規則第五十八条の二項に規則第五十八条の二項に規則第五十八条の二項に規則第五十八条の二項に規則第五十八条の十七第二項に規則第五十八条の二項に規則第五十八条の二項に規則第五十八条の二項に規則第五十八条の二項に規則第五十八条の二項に規則第五十八条の二項に規則第五十八条の二項に規則第五十八条の二項に規則第二十五の十二条第二項に規則第五十八条の二項に規則第二十五の十二条第二項に規則第二十二条第二項に規則第二十二条第二項に規則第二十二条第二項に規則第二十二条第二項に規則第二十二条第二項に規則第二十二条第二項に規則第二十二条第二項に規則第二十二条第二項に規則第二項に規則第二十二条第二項に規則第二十二条第二項に規則第二項目列目列目列目列目列目列目列目列目列目列目列目列目列目列目列目列目列目列目列	現行

(新設)	書こついて、当亥書面の内容(当亥回复里由書に系る事件の長3 第一項の回復理由書の提出は、二以上の事件に係る回復理由
	いと認めるときは、この限りでない。  付しなければならない。ただし、特許庁長官が、その必要がな  二第一項に規定する正当な理由があることを証明する書面を添
(新設)	2 前項の回復理由書を提出する場合には、意匠法第四十四条の
	らない。  様式第十九の二により作成した回復理由書を提出しなければな
	緑
(新設)	第十八条の四   意匠法第四十四条の二第一項の規定により登録料
	(回復理由書の様式等)
六 (略)	
	定による請求に基づく意匠権の移転の登録があつた旨
五 意匠権の設定の登録があつた旨	五の意匠権の設定の登録又は意匠法第二十六条の二第一項の規
らない。	らない。
第十六条 意匠登録証には、次に掲げる事項を記載しなければな	第十六条   意匠登録証には、次に掲げる事項を記載しなければな
( 意匠登録証 )	( 意匠登録証 )
2~4 (略)	2~4 (暇)
い夕の三糸の补工に林元第一五は りこしなにおにならなし	Q
人下の手売の甫Eは兼代育トュニドグンなければならなり。	1
是出することこようした手涜の浦圧は羕式第十四こよう、それ	是出することこようした手売の浦圧は羨式第十四こよう、それ
規定する様式第六十五の二十五により作成した書面を特許庁に	規定する様式第六十五の二十五により作成した書面を特許庁に
する様式第六十五の二十三若しくは同規則第六十二条第二項に	する様式第六十五の二十三若しくは同規則第六十二条第二項に
様式第六十五の二十一、同規則第六十一条の十一第三項に規定	様式第六十五の二十一、同規則第六十一条の十一第三項に規定

る 示を除く が同 の場合に限り、 の書面ですることができ

特許法施行規則の準 甪

第十九条 匠法第十条の二第一項又は第十七条の三第一項(同法第五十条 特許出願の代理人による場合を除く。)」とあるのは「三 意 する。この場合において、同規則第四条の二第一項及び第九条 特許法等関係手数料令 (昭和三十五年政令第二十号) 第一条の 特許法第三十条第三項」とあるのは「意匠法第四条第三項」と 項及び第十一条の五中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶 「三 特許法第四十四条第一項の規定による特許出願 (もとの 不服審判又は補正却下決定不服審判」と、第四条の三第一項中 十一条の二、第十三条の二並びに第十三条の三を除く。 査定不服審判若しくは補正却下決定不服審判」と、第十条中「 (もとの意匠登録出願の代理人による場合を除く。)」と、「 )において準用する場合を含む。)の規定による意匠登録出願 二又はこの規則第四条の三から第七条まで、第八条第一 審判の請求 ( 拒絶査定不服審判を除く。 ) 」とあるのは「 項 (同法第五十七条第一項において準用する場合を含む。 項中「及び拒絶査定不服審判」とあるのは「及び拒絶査定 審判の請求(拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判 第五号及び第十四号並びに第三項第七号、第十一条、 意匠登録出願**、** 特許法施行令 (昭和三十五年政令第十六号)第十五条 ر ا ا 特許法施行規則第一章 (総則) (第四条の三第一項第 第八条第二項、第九条の二、第九条の三第二 請求その他意匠登録に関する手続に準用 ) の規 項、第 第 第十九条

(特許法施行規則の準用

項第

。)」と、「九 条第三項」と、「、 るのは「拒絶査定不服審判若しくは補正却下決定不服審判」と 九条の三第二項及び第十一条の五中「拒絶査定不服審判」とあ 決定不服審判を除く。)」と、第八条第二項、第九条の二、第 意匠登録出願 ( もとの意匠登録出願の代理人による場合を除く 同法第五十条第一項 (同法第五十七条第一項において準用する のは「三 意匠法第十条の二第一項又は第十七条の三第一項 ( 出願(もとの特許出願の代理人による場合を除く。 の三第一項中「三 特許法第四十四条第一項の規定による特許 及び拒絶査定不服審判又は補正却下決定不服審判」と、 条の三第一 とあるのは「九 場合を含む。)において準用する場合を含む。)の規定による 項及び第九条第一項中「及び拒絶査定不服審判」とあるのは 除く。)の規定は、 る手続に準用する。この場合において、同規則第四条の二第 第十一条、第十一条の二、第十三条の二並びに第十三条の三を 第十条中「特許法第三十条第四項」とあるのは「意匠法第四 特許法等関係手数料令 (昭和三十五年政令第二十号)第 第五号及び第十四号並びに第三項第七号、 特許法施行規則第一章 (総則) (第四条の三第 |項若しく 審判の請求(拒絶査定不服審判を除く。)」 審判の請求(拒絶査定不服審判及び補正却下 意匠登録出願、 特許法施行令第十五条第二項若しくは第三 は第三項又はこの規則第四条の三から第七 請求その他意匠登録に関す 第七条の二、 )」とある 第四条

第四十六、様式第四十八、様式第五十、様式第五十二から様式 式第三十八、樣式第四十、樣式第四十二、樣式第四十四、樣式 第五十五まで、様式第六十一の二、様式第六十四の三、様式第 五の二、様式第十六、様式第十八、様式第二十、様式第二十二 段若しくは第十八条の四第二項」と、 第八条第一項、 手数料令第一条の三又はこの規則第四条の三から第七条まで、 のは「又は意匠法施行規則第十八条第三項前段若しくは第十八 第六十九条第三項前段若しくは第六十九条の二第二項」とある 九条第四項、 式第六十五の二十一、様式第六十五の二十三、様式第六十五の 十五の九、 八条の二第三項、 は第四項前段、 条の七第五項、 条の四第二項」と、「、特許法施行令第十五条、特許法等関係 二十五又は様式第七十の二」とあるのは「意匠法施行規則様式 六十五の十五、様式第六十五の十七、様式第六十五の十九、 六十五の二、様式第六十五の四、様式第六十五の六、様式第六 二、様式第四、 二十七条の二第一項若しくは第二項、 二十七条第 |第二項| とあるのは「又は意匠法施行規則第十八条第三項前 様式第三十一の九から様式第三十四まで、様式第三十六、様 様式第二十六から様式第二十八の二まで、様式第三十一の五 から様式第五まで、 様式第六十五の十一、様式第六十五の十三、様式第 項、 第十一条の五第二項 第二十七条第一項、 第二十七条の二第一項若しくは第二項、第三十 樣式第九、 第九条第四項、 第六十九条第三項前段若しくは第六十九条の 第二項、第三項前段若しくは第四項前段 様式第九から様式第十二まで、 樣式第十一、樣式第十三、樣式第十 第十一条の五第二項、第二十五 第二項、第三項前段若しく 第二十五条の七第五項 第十一条の四中「様式第 第三十八条の二第三項、 様式第 第 第

は「意匠法施行規則様式第一から様式第五まで、 第六十五の十七、様式第六十五の十九、様式第六十五の二十一 十八、様式第五十、様式第五十二から様式第五十五まで、様式 四十、樣式第四十二、樣式第四十四、樣式第四十六、 から様式第三十四まで、様式第三十六、様式第三十八、 から様式第二十八の二まで、様式第三十一の五、 様式第九、様式第十一、様式第十三、様式第十五の二、様式第 八条第三項前段」と、 条の五第二項、 条の三から第七条まで、 」とあるのは「又は意匠法施行規則第十八条第三項前段」と、 条まで、 定する様式第二 第一項において準用する特許法施行規則第四条の二第 様式第十二まで若しくは様式第十四、 十五の十一、様式第六十五の十三、様式第六十五の十五、様式 第六十一の二、様式第六十四の三、様式第六十五の二、様式第 十六、樣式第十八、樣式第二十、樣式第二十二、樣式第二十六 第六十九条第三項前段」とあるのは「又は意匠法施行規則第十 は第四項前段、 係手数料令第一条の三第二項若しくは第三項又はこの規則第四 第二十七条の二第一項若しくは第二項、 第二十七条第一項、 六十五の四、様式第六十五の六、様式第六十五の九、様式第六 「、特許法施行令第十五条第二項若しくは第三項、 様式第六十五の二十三又は様式第六十五の二十五」とあるの 第八条第一項、 第二十七条の二第一項若しくは第二項若しくは 第二十七条第一項、 同規則第八条第二項に規定する様式第四、 第二項、第三項前段若しくは第四項前段 第十一条の四中「様式第二、様式第四 第八条第一項、 第九条第四項、 第二項、 意匠法施行規則第十九条 第九条第四項、 第六十九条第三項前段 第十一条の五第三 第三項前段若しく 様式第三十二 様式第九から 特許法等閏 様式第四 一項に規 様式第

十四の三、 式第六十五の二十一、 する様式第六十五の十九、 規定する様式第六十五の十五、同規則第五十八条の十七第二項 規定する様式第六十五の十三、同規則第五十八条の二第三項に 項に規定する様式第六十五の十一、同規則第五十八条第二項に 二項に規定する様式第六十五の九、 五十条の三に規定する様式第六十五の六、同規則第五十一条第 する特許法施行規則第四十八条の三第二項に規定する様式第六 る様式第四十又は意匠法施行規則第十九条第八項において準用 規定する様式第三十八若しくは同規則第二十八条の三に規定す 第十二条第一項に規定する様式第十八若しくは同規則第十四条 において準用する特許法施行規則第四条の二第一項に規定する 十四若しくは様式第十九の二、 る様式第六十五の二十三若しくは同規則第六十二条第二項に規 に規定する様式第六十五の十七、 の三第一項に規定する様式第三十六、同規則第二十八条の二に 十九条第三項において準用する特許法施行規則第二十七条の三 式第十一、同規則第十一条の五に規定する様式第十六、同規則 九条の二第一項に規定する様式第九、同条第二項に規定する様 定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判又は補正却下決定 定する様式第六十五の二十五」と、 同規則第五十条の二に規定する様式第六十五の四、同規則第 項及び第二項に規定する様式第二十二、意匠法施行規則第 審判」 同規則第五十条第五項に規定する様式第六十五の二 同規則第八条第二項に規定する様式第四、同規則第 第十四条第二項中「拒絶査定不服審判」 同規則第六十一条の十一第三項に規定す 同規則第六十条第六項に規定する様 意匠法施行規則第十九条第一項 同規則第六十条第五項に規定 第十三条第四項中「拒絶査 同規則第五十七条の三第二 とある

とあるのは「拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判」と 項に規定する様式第六十五の二十五」と、第十三条第四項中「 規定する様式第六十五の二十三若しくは同規則第六十二条第一 する様式第六十五の二十一、同規則第六十一条の十一第三項に 三項に規定する様式第六十五の十五、 三第二項に規定する様式第六十五の十一、 規則第五十条の三に規定する様式第六十五の六、同規則第五十 五の二、同規則第五十条の二に規定する様式第六十五の四、 式第六十四の三、同規則第五十条第五項に規定する様式第六十 規定する様式第四十又は意匠法施行規則第十九条第七項におい 条の三の三第一項に規定する様式第三十六、同規則第二十八条 規則第十九条第三項において準用する特許法施行規則第二十七 する樣式第十一、同規則第十一条の五に規定する樣式第十六、 規則第九条の二第一項に規定する様式第九、 読み替えるものとする。 拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判又は補正却 第二項に規定する様式第六十五の十七、 て準用する特許法施行規則第四十八条の三第二項に規定する様 の二に規定する様式第三十八若しくは同規則第二十八条の三に 同規則第十二条第一項に規定する様式第十八若しくは同規則 下決定不服審判」と、 十四条第一項及び第二項に規定する様式第二十二、意匠法施 に規定する様式第六十五の十九、同規則第六十条第六項に規定 一条第二項に規定する様式第六十五の九、 |項に規定する様式第六十五の十三、同規則第五十八条の二第 第十四条第二項中「拒絶査定不服審判」 同規則第五十八条の十七 同規則第六十条第五 同規則第五十八条第 同規則第五十七条の 同条第一 |項に規定

8・9 (略) 裁定に準用する。	7 特許法施行規則第七章 (裁定)の規定は、意匠権についての匠権の移転の特例に準用する。	6 特許法施行規則第六章 (特許権の移転の特例)の規定は、意	5 (略)	、意匠登録出願の審査に準用する。	ける権利を有する者への通知及び決定の謄本の送付)の規定は	で(補正の却下の決定の記載事項、査定の記載事項、特許を受	4 特許法施行規則第三十三条及び第三十五条から第三十七条ま	2 · 3 (略)	えるものとする。	のは「拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判」と読み替
7-8 (略) 裁定に準用する。	6 特許法施行規則第六章 (裁定)の規定は、意匠権についての	(新設)	5 (略)	審査に準用する。	者への通知及び決定の謄本の送付)の規定は、意匠登録出願の	で(補正の却下の決定の記載事項、査定の記載事項、正当権利	4 特許法施行規則第三十三条及び第三十五条から第三十七条ま	2・3 (略)		

商標法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十三号)(第四条関係)

場合には、同項に規定する期間内に様式第八の二により作成して、商標法第二十一条第一項の規定により更新登録の申請をする第十条(略)(商標権の存続期間の更新登録の申請書の様式等)	12 ・ 13 (略)		付しなければならない。ただし、特許庁長官が、その必要がな三第三項に規定する正当な理由があることを証明する書面を添10 前項の回復理由書を提出する場合には、商標法第六十五条の出しなければならない。 出しなければならない。 規定する期間内に様式第八の二により作成した回復理由書を提	づく権利の存続期間の更新登録の出願をする場合には、同項に9 商標法第六十五条の三第三項の規定により防護標章登録に基2~8 (略)	書を除く。)は、様式第二により作成しなければならない。第二条 願書(次項から第八項まで、第十一項及び第十二項の願(願書の様式等)	改正案
(新設)(新設)(・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9 10 (略)	(新設)	(新設)	(新設) 2~8 (略)	二により作成しなければならない。第二条 願書(次項から第十項までの願書を除く。)は、様式第(願書の様式)	現

た回復理由書を提出しなければならない。

認めるときは、この限りでない。 なければならない。ただし、特許庁長官が、その必要がないと 「項に規定する正当な理由があることを証明する書面を添付し3 前項の回復理由書を提出する場合には、商標法第二十一条第

示を除く。)が同一の場合に限り、一の書面ですることができ書について、当該書面の内容 (当該回復理由書に係る事件の表4)第一項の回復理由書の提出は、二以上の事件に係る回復理由

(手続補正書の様式等)

四条の二第一項に規定する様式第二、同規則第八条第二項に規 規定する様式第六十五の二、 第二項に規定する様式第六十四の三、同規則第五十条第五項に 十二条第六項において準用する特許法施行規則第四十八条の三 る様式第二十二、同規則第二十七条の三の三第一項に規定する 定する様式第四、同規則第九条の二第一項に規定する様式第九 式第六、第二十二条第一項において準用する特許法施行規則第 部を改正する省令(平成八年通商産業省令第七十九号)附則様 第九から様式第十二の二まで、様式第十四の二、様式第十五の 若しくは同規則第二十八条の三に規定する様式第四十又は第二 定する様式第十六、同規則第十四条第一項及び第二項に規定す 二、様式第二十若しくは様式第二十一、商標法施行規則等の一 同条第二項に規定する様式第十一、同規則第十一条の五に規 手続の補正のうち、様式第二から様式第八まで、 同規則第二十八条の二に規定する様式第三十八 同規則第五十条の二に規定する様 樣式

> ( 新 設)

新設

(手続補正書の様式等)

第十六条 手続の補正のうち、様式第二から様式第十二の二まで 同規則第五十条の二に規定する様式第六十五の四、 四の三、同規則第五十条第五項に規定する様式第六十五の二、 る特許法施行規則第四十八条の三第二項に規定する様式第六十 三に規定する様式第四十又は第二十二条第八項において準用す 条の二第一項に規定する様式第九、同条第二項に規定する様式 式第二、同規則第八条第二項に規定する様式第四、同規則第九 おいて準用する特許法施行規則第四条の二第一項に規定する様 通商産業省令第七十九号)附則様式第六、第二十二条第一項に 八条の二に規定する様式第三十八若しくは同規則第二十八条の 第十一、同規則第十一条の五に規定する様式第十六、同規則第 第二十一、商標法施行規則等の一部を改正する省令(平成八年 十七条の三の三第一項に規定する様式第三十六、同規則第二十 十四条第一項及び第二項に規定する様式第二十二、同規則第二 様式第十四の二、様式第十五の二、様式第二十若しくは様式 同規則第五

則第五十八条の二第三項に規定する様式第六十五の十五、 なければならない。 第六項に規定する様式第六十五の二十一、同規則第六十一条の 則第五十八条の十七に規定する樣式第六十五の十七、同規則第 の六、同規則第五十一条第二項に規定する様式第六十五の九、 十五の二により、それ以外の手続の補正は様式第十六によりし 十一第三項に規定する様式第六十五の二十三若しくは同規則第 六十条第五項に規定する樣式第六十五の十九、同規則第六十条 同規則第五十八条第二項に規定する様式第六十五の十三、 同規則第五十七条の三第二項に規定する樣式第六十五の十一、 式第六十五の四、 た書面を特許庁に提出することによりした手続の補正は様式第 六十二条第二項に規定する様式第六十五の二十五により作成し 同規則第五十条の三に規定する様式第六十五 同規 同規

~5 (略)

情報の提供)

録出願が特許庁に係属しなくなつたときは、この限りでない。「項若しくは第五項の規定により登録することができないもので、第十五号から第十九号まで、第七条の二第一項、第八条第書の写しその他の書類を提出することにより当該商標登録出願対し、当該商標登録出願に関し、刊行物又は商標登録出願の願第十九条「商標登録出願があつたときは、何人も、特許庁長官に

2~5 (略)

(情報の提供)

第十九条商標登録出願があつたときは、 りでない。 当該商標登録出願が特許庁に係属しなくなつたときは、 が商標法第三条、 対し、当該商標登録出願に関し、刊行物又は商標登録出願の きないものである旨の情報を提供することができる。 書の写しその他の書類を提出することにより当該商標登録出願 第八条第二項若しくは第五項の規定により登録することがで 第十三号、 第十五号から第十九号まで、第七条の二第一 第四条第一項第一号、 第六号から第十一号ま 何人も、 特許庁長官に ただし、 この限 頂

2

3

略

録出願、防護標章登録出願、国際登録出願(第一条第一項及び提出、特許出願の放棄、特許出願の取下げ)の規定は、商標登第二十八条の二(パリ条約による優先権等の主張の証明書の除く。)並びに第二十七条の三の三第一項、第二十八条の二及第四号、第七号及び第十四号並びに第三項第七号、第十一条、第四号、第七号及び第十四号並びに第三項第七号、第十一条、第四号、第七号及び第十四号並びに第三項第七号、第十一条、第四号、第七号及び第十四号並びに第三項第七号、第十一条、第四号、第十一条、第十一条、第十一条、第十一条、第十一条、第七十二条,第七十二条,第七十三条,第七十二条,第七十二条,第七十二条,第七十二条,第二条,第七十二条,第二十二条,第七十二条,第七十二条,第二条,第十二条,第七二条,第七十二条,第二十二条,第七十二条,第七十三条,第二十二条,第二十二条,第二十二条,第二第十三条,第二十二条,第二十二条,第七十二条,第十三条,第二三条,第二十二条,第二十二条,第十二条,第二十二条,第二十二条,第二十二条,第二十二条,第二十二条,第二十二条,第二十二条,第二十二条,第二十二条,第十二条,第	5 (略)	「示を除く。)が同一の場合に限り、一の書面ですることができまについて、当該書面の内容(当該回復理由書に係る事件の表書について、当該書面の内容(当該回復理由書に係る回復理由ときは、この限りでない。 だだし、特許庁長官が、その必要がないと認めるばならない。 ただし、特許庁長官が、その必要がないと認める		2 商標法附則第三条第三項(同法附則第二十三条において準用第二十条 (略) (書換登録の申請書の様式等)
定は、商標登録出願、防護標章登録出願、国際登録出願(第一張の証明書の提出、特許出願の放棄、特許出願の取下げ)の規十二条の三を除く。)並びに第二十七条の三の三第一項、第二十二条、第十一条、第十一条の二、第十二条、第十三条の二を除く。)並びに第二十七条の三の三第一項、第二第四号、第七号及び第十四号並びに第三項第七号、第七条の二第二十二条(特許法施行規則等の準用)(特許法施行規則等の準用)	2 (略)	(新設)	(新設)	(新設)第二十条(略)(書換登録の申請書の様式等)

項において準用する場合を含む。 」とあるのは「三 則第四条の三第一項中「三 項」とあるのは「商標法第四十一条第二項 ( 同法第四十一条の 条において準用する場合を含む。 の出願及び書換登録の申請並びに商標法第四十四条第一項(同 ら第十七条までの規定に限る。)に関する手続に準用する。こ 十条まで、 まで、第十一条の三から第十一条の五まで及び第十三条から第 換登録の申請(第一条から第八条まで、 項(同法第六十八条第二項において準用する場合を含む。 よる特許出願(もとの特許出願の代理人による場合を除く。 法第六十八条第四項及び同法附則第十三条 ( 同法附則第二十三 章登録出願、 願及び拒絶査定不服審判」とあるのは「商標登録出願、 の場合において、 登録又は書換登録(第一条から第八条まで、第九条の二から第 十七条までの規定に限る。)、請求その他商標登録、防護標章 一条第一項及び第二項の規定に限る。 |第六項において準用する場合を含む。) 」と、特許法施行規 て準用する場合を含む。)の審判」と、「同法第百八条第三 更新の申請 (第一条第一項及び第二項の規定に限る。)、書 規定に限る。 一項の規定に限る。 ) 及び同法第四十五条第一項 (同法第六十八条第四項にお は同法第五十五条の二第三項 第十一条の三から第十一条の五まで及び第十三条か 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録 )、国際登録の名義人の変更の記録の請求(第 特許法施行規則第四条の二第一項中「特許出 商標法第十条第一項 ( 同法第六十八条第 )、事後指定 (第一条第一項及び第 特許法第四十四条第一項の規定に )において準用する場合を含 )又は同法第十七条の二第一 (同法第六十条の二第) ) 、国際登録の存続期間 第九条の二から第十条 防護標 <u></u>項 ) 若

出願、 特許法施行規則第四条の三第一項中「三 する場合を含む。) 及び同法第四十五条第一項 (同法第六十八 附則第二十三条において準用する場合を含む。) において準用 条第一項(同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条(同法 間の更新登録の出願及び書換登録の申請並びに商標法第四十四 項中「特許出願及び拒絶査定不服審判」とあるのは「商標登録 準用する。この場合において、特許法施行規則第四条の二第一 び第十三条から第十七条までの規定に限る。 ) に関する手続に 条の二から第十条まで、第十一条の三から第十一条の五まで及 限る。)、書換登録の申請(第一条から第八条まで、 録の存続期間の更新の申請(第一条第一項及び第二項の規定に 録の請求(第一条第一項及び第二項の規定に限る。 項及び第二項の規定に限る。)、国際登録の名義人の変更の記 条第一項及び第二項の規定に限る。 を含む。) 若しくは同法第五十五条の| 七条の二第一項(同法第六十八条第二項において準用する場合 合を除く。)」とあるのは「三 第四十一条の二第六項において準用する場合を含む。 第百八条第三項」とあるのは「商標法第四十一条第二項(同法 条第四項において準用する場合を含む。) の審判」と、「同法 六十八条第一項において準用する場合を含む。 十三条から第十七条までの規定に限る。 ) 、請求その他商標登 一項の規定による特許出願 (もとの特許出願の代理人による場 一から第十条まで、第十一条の三から第十一条の五まで及び第 防護標章登録又は書換登録(第一条から第八条まで、 防護標章登録出願、 防護標章登録に基づく権利の存続期 商標法第十条第一項( 第三項 事後指定 特許法第四十四条第 又は同法第十 同法第六十 ) 第 ر ا ا 第九条の (同法第 国際登 第九

び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。 限る。 項 (同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。 条の七第一項の規定による参加の申請(同法第六十条の二第 出願(もとの商標登録出願又は防護標章登録出願の代理人によ 条の十二第一項の規定による意見書の提出 ( 同法第六十条の二 定による答弁書の提出」とあるのは 項又は第九十三条第三項において準用する場合を含む。 期間の更新登録の出願 商標権に係る商品及び役務の区分の数を減じて申請する場合に 出願」とあるのは る場合を除く。)」と、「五 特許権の存続期間の延長登録の いて準用する意匠法第十七条の三第一項の規定による商標登録 は同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。) にお 同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。) 若しく 項(同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。 Ļ 八 五 五 の 二 五の三 特許法第八十四条 ( 同法第九十二条第七 商標権の存続期間の更新登録の申請 ( 書換登録の申請 防護標章登録に基づく権利の存続 八の三 八の二 商標法第四十三 登録異議の申立て 商標法第四十三 ) の規 ) 及 議の申立て

( の代理人による場合を除く。)」と、「五 商標権の存続期間の更新の の代理人による場合を除く。)」と、「五 特許権の存続期間よ よる商標登録出願(もとの商標登録出願又は防護標章登録出願率 含む。)において準用する意匠法第十七条の三第一項の規定に6 む。)若しくは同法第六十八条第四項において準用する場合をへ の二第二項(同法第六十八条第五項において準用する場合を含

登录の申请(商票権に系る商品をが设務の区分の数を減じて申らいのでであるのは、五の三、書換登録の申請の延長登録の出願」とあるのは、五の二、防護標章登録に基づ

請する場合に限る。) く権利の存続期間の更新登録の出願 登録の申請 (商標権に係る商品及び役務の区分の数を減じて申

と、「八 特許法第八十四条

九十二条第七項又は第九十三条第三項において準用する場合を

八の三 商含む。)の規定による答弁書の提出」とあるのは 八の二 商(八の二)商(八)の一)で、 一八)で 登録異

標法第四十三条の十二第一項の規定による意見書の提出 ( 同法標法第四十三条の七第一項の規定による参加の申請 ( 同法第六

第六十条の二第一項(同法第六十八条第五項において準用する十条の二第一項(同法第六十八条第五項において準用する場合

を含む。) 及び同法第六十八条第四項において準用する場合を

(同法第

及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。

と、「九 審判の請求 ( 拒絶査定不服審判を除く。 ) 」とあ

許出願人又は拒絶査定不服審判」とあるのは「商標登録出願人 界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国」と、特許法 第四項中「若しくは世界貿易機関の加盟国」とあるのは「、世 の申立てに限る。)」と、特許法施行規則第七条及び第十八条 立てに限る。 十八条第四項及び同法附則第十三条(同法附則第二十三条にお しくは書換登録の申請者又は商標法第四十四条第一項 ( 同法第 書面」とあるのは「登録異議申立書、審判請求書、商標権の存 五第一項の書面、 施行規則第八条第一項中「審判請求書、 請求前、登録異議の申立て前、 全の申立て(判定請求前、 用する場合を含む。 及び同法第四十五条第一項(同法第六十八条第四項において準 六十八条第四項及び同法附則第十三条(同法附則第二十三条に 行規則第八条第二項、 続期間の更新登録の申請書、書換登録の申請書」と、特許法施 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願人若 防護標章登録出願人、 て準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。 いて準用する場合を含む。 九 )」とあるのは「十二 証拠保全の申立て (判定 審判の請求 ( 商標法第四十四条第一項 ( 同法第六 同法第百八十四条の二十第一項の申出に係る )の審判を除く。)」と、「十二 証拠保 第九条の二及び第九条の三第二項中「特 商標権の存続期間の更新登録の申請人 審判の請求前又は再審の請求前の申 )において準用する場合を含む。 審判の請求前又は再審の請求前 特許法第百八十四条の

場合を含む。)及び同法第六十八条第四項において準用する場

合を含む。)」と、「九の審判の請求(拒絶査定不服審判を除含む。)

Ļ 登録の申請人、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登 第二項中「特許出願人又は拒絶査定不服審判」とあるのは「商 の申出に係る書面」とあるのは「登録異議申立書、 百八十四条の五第一項の書面、同法第百八十四条の二十第一項 」と、特許法施行規則第八条第一項中「審判請求書、 るのは「、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国 及び第十八条第四項中「若しくは世界貿易機関の加盟国」とあ 再審の請求前の申立てに限る。)」と、特許法施行規則第七条 申立て(判定請求前、登録異議の申立て前、 の請求前の申立てに限る。 十二 証拠保全の申立て (判定請求前、 項において準用する場合を含む。)の審判を除く。 合を含む。 項 ( 同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条 ( 同法附則第 録の出願人若しくは書換登録の申請者又は商標法第四十四条第 標登録出願人、 く。)」とあるのは「九 一項 ( 同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条 ( 同法附則 二十三条において準用する場合を含む。 商標権の存続期間の更新登録の申請書、書換登録の申請書」 |十三条において準用する場合を含む。 特許法施行規則第八条第二項、第九条の二及び第九条の三 ) 及び同法第四十五条第一項 (同法第六十八条第四 防護標章登録出願人、商標権の存続期間の更新 )」とあるのは「十二 証拠保全の 審判の請求 (商標法第四十四条第 審判の請求前又は再審 )において準用する場 において準 審判の請求前又は ر ج 審判請求書 特許法第

則第二十三条において準用する場合を含む。) において準用す 特許法施行令第十五条、 十八条第三項前段、 第二十七条の二第 第二十七条第 第九条第四項、 の三又はこの規則第四条の三から第七条まで、第八条第一項、 標法第七条第三項、 法施行規則第十条中「特許法第三十条第三項」とあるのは「商 る場合を含む。) 若しくは同法第四十五条第一項 (同法第六十 新登録の出願人及び書換登録の申請者並びに商標法第四十四条 更新登録の申請人、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更 許出願の出願人を除く。)及び拒絶査定不服審判」とあるのは 衆国政府との間の協定の議定書第三項の規定の適用を受ける特 術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合 条第一項中「特許出願人 ( 防衛目的のためにする特許権及び技 いて準用する場合を含む。)の審判」と、特許法施行規則第九 八条第四項において準用する場合を含む。)の審判」と、特許 「商標登録出願人、防護標章登録出願人、商標権の存続期間の この規則第四条の三から第七条まで、 若しくは同法第四十五条第一項(同法第六十八条第四項に 特許法等関係手数料令 (昭和三十五年政令第二十号)第一条 第六十九条第三項前段若しくは第六十九条の二第二項」とあ 項 ( 同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条 ( 同法附 特許法施行令 (昭和三十五年政令第十六号) 第十五条 又は商標法施行規則第二条第十項 項 第十一条の五第二項、 第 第七条の二第四項若しくは第九条第二項」 項若しくは第二項 第 一十条第三項若しくは第四項」と、 特許法等関係手数料令第一条の三又は 項 第三項前段若しくは第四項前段、 第八条第一項、 第二十五条の七第五項、 第三十八条の 第十条第三項 第九条第 第三項 第

項 は第三項又はこの規則第四条の三から第七条まで、 くは第二十条第二項」 段」とあるのは「又は商標法施行規則第十八条第三項前段若し 三項、特許法等関係手数料令 (昭和三十五年政令第二十号) 第 九条第二項」と、「、特許法施行令第十五条第二項若しくは第 あるのは「商標法第七条第三項、第七条の二第四項若しくは第 判」と、特許法施行規則第十条中「特許法第三十条第四項」と おいて準用する場合を含む。) 若しくは同法第四十五条第一 三条(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。 法第四十四条第一項 ( 同法第六十八条第四項及び同法附則第十 」とあるのは「商標登録出願人、防護標章登録出願人、 用を受ける特許出願の出願人を除く。 ) 及び拒絶査定不服審判 とアメリカ合衆国政府との間の協定の議定書第三項の規定の適 特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府 施行規則第九条第一項中「特許出願人(防衛目的のためにする 条第四項において準用する場合を含む。)の審判」と、 場合を含む。)若しくは同法第四十五条第一項(同法第六十八 しくは第三項、 存続期間の更新登録の出願人及び書換登録の申請者並びに商標 の存続期間の更新登録の申請人、防護標章登録に基づく権利の 七条まで、第八条第一項、第九条第四項、第十一条の五第二項 (同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。 一条の三第二項若しくは第三項又はこの規則第四条の三から第 第二十七条の二第一項若しくは第二 第二十七条第一項、 第九条第四項、 特許法等関係手数料令第一条の三第二項若しく 第二項、 一条の五第二項 特許法施行令第十五条第二項若 第三項前段若しくは第四項前段 項 第一 第六十九条第三項前 第八条第 )の審 特許法 商標権 しに 頂

条第 四項 則第十一条の四中「様式第二、 条の一 する様式第十 する様式第四、 様式第十五の二、様式第二十若しくは様式第二十一、商標法施 様式第十一、様式第十一の三、様式第十二、様式第十四の二、 のは「商標法施行規則様式第二から様式第九まで、様式第十、 の二十三、様式第六十五の二十五又は様式第七十の二」とある 式第六十五の十三、様式第六十五の十五、様式第六十五の十七 式第六十五の六、 様式第六十四の三、様式第六十五の二、様式第六十五の四、 十二、樣式第四十四、樣式第四十六、樣式第四十八、樣式第五 四まで、 様式第二十、様式第二十二、様式第二十六から様式第二十八の 又は商標法施行規則第 同条第二項に規定する様式第十一、同規則第十一条の五に規定 条の二第一項に規定する樣式第二、同規則第八条第二項に規定 行規則第二十二条第一項において準用する特許法施行規則第四 二まで、 三項前段、 九条第三項前段若しくは第六十九条の二第二項」とあるのは 様式第六十五の十九、様式第六十五の二十一、様式第六十五 様式第五十二から様式第五十五まで、様式第六十一の二、 様式第十三、様式第十五の二、様式第十六、様式第十八、 第 項 第十一 樣式第三十六、樣式第三十八、樣式第四十、樣式第四 様式第三十一の五、様式第三十一の九から様式第三十 項若しくは第二 第二十条第三項若しくは第四項」と、 第二項 条の五第一 同規則第九条の二第一項に規定する様式第九、 様式第六十五の九、様式第六十五の十一、 同規則第十四条第一 第三項前段若しくは第四項前段 条第十項 項 項 第二十五条の七第五項 樣式第四、 第三十八条の二第三項 第十条第三項 項及び第一 樣式第九、樣式第十 |項に規定する 特許法施行規 第十八条第 第二十七 第二十七 第六十 樣

四 第二項 若しくは同規則第二十八条の三に規定する様式第四十又は商標 る様式第二十二、同規則第二十七条の三の三第一項に規定する 四条の二第一項に規定する様式第二、同規則第八条第二項に規 るのは「商標法施行規則様式第二から様式第九まで、 十一、様式第六十五の二十三又は様式第六十五の二十五」とあ 様式第六十五の十七、様式第六十五の十九、様式第六十五の二 式第六十五の四、様式第六十五の六、様式第六十五の九、 様式第六十一の二、様式第六十四の三、様式第六十五の二、様 項若しくは第二項若しくは第六十九条第三項前段」とあるのは 様式第三十六、同規則第二十八条の二に規定する様式第三十八 定する様式第十六、 定する様式第四、 施行規則第二十二条第一項において準用する特許法施行規則第 第六十五の十一、様式第六十五の十三、様式第六十五の十五、 第四十八、様式第五十、様式第五十二から様式第五十五まで、 式第四十、様式第四十二、様式第四十四、様式第四十六、 式第十六、樣式第十八、樣式第二十、樣式第二十二、 十二から様式第三十四まで、 二項」と、 十六から様式第二十八の二まで、 「又は商標法施行規則第十八条第三項前段若しくは第一 様式第十一、様式第十一の三、様式第十二、様式第十四の一 同条第二項に規定する様式第十一、同規則第十一条の五に規 様式第十五の二、様式第二十若しくは様式第二十一、商標法 様式第九、様式第十一、様式第十三、様式第十五の二、様 第三項前段若しくは第四項前段 特許法施行規則第十一条の四中「様式第二、 同規則第九条の二第一項に規定する様式第九 同規則第十四条第一 樣式第三十六、樣式第三十八、 様式第三十一の五、 項及び第二項に規定す 第 一十七条の一 様式第一 様式第 様式第 第

条において準用する場合を含む。 法第六十八条第四項及び同法附則第十三条 ( 同法附則第二十三 絶査定不服審判」とあるのは「商標登録出願、防護標章登録出 」と、特許法施行規則第十一条の五中「特許出願の審査又は拒 くは同規則第六十二条第二項に規定する様式第六十五の二十五 第六十一条の十一第三項に規定する様式第六十五の二十三若し 規則第六十条第六項に規定する様式第六十五の二十一、同規則 の十五、同規則第五十八条の十七に規定する様式第六十五の十 四十八条の三第二項に規定する様式第六十四の三、同規則第五 式第三十六、同規則第二十八条の二に規定する樣式第三十八若 樣式第二十二、 第十三条第三項中「審判 ( 次項に規定する審判を除く。 ) 、再 において準用する場合を含む。 しくは書換登録の申請の審査又は商標法第四十四条第一項(同 の十三、同規則第五十八条の二第三項に規定する様式第六十五 十五の十一、同規則第五十八条第二項に規定する様式第六十五 様式第六十五の六、 に規定する様式第六十五の四、 十条第五項に規定する様式第六十五の二、同規則第五十条の二 施行規則第二 しくは同規則第二十八条の三に規定する様式第四十又は商標法 六十五の九、 又は判定の請求の後その請求」 同規則第六十条第五項に規定する様式第六十五の十九、 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願若 若しくは同法第四十五条第一項(同法第六十八条第四項 |十二条第六項において準用する特許法施行規則第 同規則第五十七条の三第二項に規定する様式第六 同規則第二十七条の三の三第一項に規定する様 同規則第五十一条第二項に規定する様式第 )の審判」と、特許法施行規則 同規則第五十条の三に規定する )において準用する場合を含 とあるのは「登録異議の申立 同

判定の請求の後その申立て又は請求」と、 再審又は判定の請求の後その請求」とあるのは「登録異議の申 則第十三条第三項中「審判 ( 次項に規定する審判を除く。 項において準用する場合を含む。)の審判」と、 含む。) 若しくは同法第四十五条第一項(同法第六十八条第四 若しくは書換登録の申請の審査又は商標法第四十四条第 出願、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出 五」と、特許法施行規則第十一条の五中「特許出願の審査又は 則第六十一条の十一第三項に規定する様式第六十五の二十三若 同規則第六十条第六項に規定する様式第六十五の二十一、同規 る様式第六十五の六、同規則第五十一条第二項に規定する様式 五十条第五項に規定する様式第六十五の二、同規則第五十条の 法施行規則第二十二条第八項において準用する特許法施行規則 とあるのは「その登録異議の番号、 立て又は審判(次項に規定する審判を除く。 三条において準用する場合を含む。) において準用する場合を 同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条 ( 同法附則第二十 拒絶査定不服審判」とあるのは「商標登録出願、 しくは同規則第六十二条第二項に規定する様式第六十五の二十 十七、同規則第六十条第五項に規定する樣式第六十五の十九、 五の十五、 五の十三、 第六十五の九、 第四十八条の三第二項に規定する様式第六十四の三、 六十五の十一、同規則第五十八条第二項に規定する樣式第六十 |に規定する様式第六十五の四、同規則第五十条の三に規定 同規則第五十八条の十七に規定する様式第六十五の 同規則第五十八条の二第三項に規定する様式第六十 同規則第五十七条の三第二項に規定する様式第 審判の番号」 「その審判の番号」 特許法施行規 防護標章登録 再審若しくは 同規則 項

含む。) 及び同法附則第二十一条 (同法附則第二十三条におい 第六十八条第四項において準用する場合を含む。)、 法第六十八条第四項において準用する場合を含む。) 準用する場合を含む。 中「拒絶査定不服審判」とあるのは「商標法第四十四条第一項 あるのは「その登録異議の番号、審判の番号」と、同条第四項 特許法第七十一条第三項並びに商標法第六十一条(同法第六十 百三十四条第四項(商標法第二十八条第三項において準用する 条において準用する場合を含む。 条第三項並びに商標法附則第十七条第一項 いて準用する場合を含む。) において準用する意匠法第五十八 て準用する場合を含む。 十二条第一項(同法第六十八条第五項において準用する場合を 同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。 条第三項及び同法第百七十四条第一項から第三項までにおいて 第十四条第二項中「特許法第百三十四条第四項 ( 同法第七十一 において準用する場合を含む。 十三条において準用する場合を含む。 定の請求の後その申立て又は請求」と、「その審判の番号」と て又は審判 ( 次項に規定する審判を除く。 ) 、 再審若しくは判 八条第五項において準用する場合を含む。 ( 同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条 ( 同法附則第二 (同法第四十三条の十五第一項(同法第六十条の二第一項( 同法附則第 ) 又は同法第四十五条第一項 ( 同法第六十八条第四項 商標法第六十二条第二項 (同法第六十八条第五項にお 一十三条において準用する場合を含む。 )」とあるのは「商標法第五十六条第一 )において準用する意匠法第五十八条 ) の審判」と、特許法施行規則 )において準用する特許法第 )において準用する場合 ) 及び同法附則第二 (同法附則第二十三 及び同法 同法第六 ) 及び同

項中「 法第四十四条第一項 場合を含む。)」と、 る特許法第七十一条第三項並びに商標法第六十一条 (同法第六 三条において準用する場合を含む。) において準用する特許法 おいて準用する場合を含む。) において準用する意匠法第五十 条第二項、商標法第六十二条第二項 ( 同法第六十八条第五項 法第六十八条第四項において準用する場合を含む。)、 則第十四条第二項中「特許法第百三十四条第四項(同法第七十 項において準用する場合を含む。)の審判」と、特許法施行規 合を含む。) 又は同法第四十五条第一項(同法第六十八条第四 項(同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条(同法附則 において準用する特許法第百七十四条第二項において準用する 十八条第五項において準用する場合を含む。 第百三十四条第四項 ( 商標法第二十八条第三項において準用す 八条第三項並びに商標法附則第十七条第一項 ( 同法附則第二十 いて準用する場合を含む。) を含む。)及び同法附則第二十一条(同法附則第二十三条にお 六十二条第一項 (同法第六十八条第五項において準用する場合 同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。 て準用する場合を含む。 一条第三項及び同法第百七十四条第一項から第三項までにお |十条 ( 同法附則第二十三条において準用する場合を含む。 (同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。 | 項 ( 同法第四十三条の十四第 | 項 ( 同法第六十条の二第 | 項 一十三条において準用する場合を含む。 拒絶査定不服審判」とあるのは「 (同法第六十八条第四項及び同法附則第 「拒絶査定不服審判」とあるのは「 )」とあるのは「商標法第五十六条第 において準用する意匠法第五十八 )において準用する場 商標法第四十四 ) 及び同法附則第 及び同 同法第 ) 及び 商標

において準用する意匠法第五十八条第三項並びに商標法附則第 において準用する場合を含む。以下、この項において同じ。) 以下、この項において同じ。) において準用する意匠法第五十 二十一条(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。 る場合を含む。 項において準用する場合を含む。)及び同法第六十八条第四項 百七十四条第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む 法第七十一条第三項、 第六十八条第四項において準用する場合を含む。) の審判」と 条 ( 同法附則第二十三条において準用する場合を含む。 ) にお 第四十四条第一項(同法第六十八条第四項及び同法附則第十三 特許法第七十一条第三項並びに商標法第六十一条(同法第六十 百三十三条第三項(商標法第二十八条第三項において準用する 十七条第一項 (同法附則第二十三条において準用する場合を含 同法第六十二条第一項 ( 同法第六十八条第五項において準用す おいて準用する場合を含む。以下、この項において同じ。)、 において準用する場合を含む。) 及び同法第六十八条第四項に の十五第一項 ( 同法第六十条の二第一項 ( 同法第六十八条第五 いて準用する場合を含む。) 又は同法第四十五条第一項 (同法 おいて準用する特許法第百七十四条第二項において準用する場 特許法施行規則第十六条第二項中「第百三十三条第三項 ( 同 条第五項において準用する場合を含む。 )」とあるのは「商標法第五十六条第一項 ( 同法第四十三条 以下、この項において同じ。 )」と、「拒絶査定不服審判」とあるのは「商標法 商標法第六十二条第二項 (同法第六十八条第五項 以下、この項において同じ。)及び同法附則第 同法第百三十四条の二第九項及び同法第 )において準用する特許法第 ) 及び同法附則第二

。以下、この項において同じ。) において準用する意匠法第五 。)及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。 じ。) において準用する特許法第百三十三条第三項 (商標法第 条第二項 (同法第六十八条第五項において準用する場合を含む 条において準用する場合を含む。 において同じ。) 及び同法附則第二十一条 (同法附則第二十三 第六十八条第五項において準用する場合を含む。以下、この項 以下、この項において同じ。)、同法第六十二条第一項(同法 む。)及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む の二第一項 (同法第六十八条第五項において準用する場合を含 五十六条第一項 (同法第四十三条の十四第一項 (同法第六十条 と、特許法施行規則第十六条第二項中「第百三十三条第三項 法第六十八条第四項において準用する場合を含む。) の審判」 おいて準用する場合を含む。 場合を含む。)及び同法附則第二十条(同法附則第二十三条に 十三条において準用する場合を含む。以下、この項において同 十八条第三項並びに商標法附則第十七条第一項 ( 同法附則第二 までにおいて準用する場合を含む。 同法第七十一条第三項及び同法第百七十四条第一項から第三項 おいて準用する場合を含む。) 又は同法第四十五条第一項 (同 十四条第二項において準用する場合を含む。 に商標法第六十一条 ( 同法第六十八条第五項において準用する )において準用する意匠法第五十八条第二項、商標法第六十二 |十八条第三項において準用する特許法第七十|条第三項並び (同法附則第二十三条において準用する場合を含む。 |三条の二第||項(同法第七十||条第三項及び同法第百 において準用する特許法第百七 以下、この項において同じ。 )」とあるのは「商標法第 同法

小河 字何、字何、 へ回帰、 号のように記載する。 つてはなるべく何県、 め。」とあるのは「代理人にあつては、 嫐する。」と、特許法施行規則様式第三の備考7中「 回‰ のは「代理人にあしては、 許法第百七十四条第二項において準用する場合を含む。)」と 第三項並びに商標法第六十一条 ( 同法第六十八条第五項におい 十七条第一項において準用する特許法第百三十三条の二第一項 において準用する意匠法第五十八条第三項並びに商標法附則第 第一項、 おいて準用する特許法第百七十四条第二項において準用する場 十条(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。 て準用する場合を含む。 て準用する意匠法第五十八条第二項、商標法第六十二条第二項 いて準用する場合を含む。)」とあるのは「商標法第五十六条 二十三条において準用する場合を含む。) において準用する特 . 商標法第二十八条第三項において準用する特許法第七十一条 特許法施行規則様式第二の備考11中「 回洏、 回삇、 回ざ、 汁 一条第三項及び同法第百七十四条第一項から第三項までにお 何村、大字何、字何、 字何、何番地、何号のように詳しく記載する。」とある 何号のように詳しく記載し、請求人にあつてはなるべ 同法第六十二条第一項及び同法附則第二十一条におい )」と、「同法第百三十三条の二第一項(同法第七 何番地、 何村、大字何、字何、何番地、 何郡、何村、大字何、字何、 何号のように詳しく記載し、 」と読み替えるものとする。 ) 及び同法附則第二十条 (同法附則第 何番地、 何県、何郡、何村、大字何、字何、 何号のように詳しく記載す 、 何 県、 何号のように記 何郡、 請求人にあ 何番地 直 直

> 記載し、請求人にあつてはなるべく何県、 あつては、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地 番地、何号のように詳しく記載する。」とあるのは「代理人に 則様式第三の備考7中「白細、白雲、白苔、大字句、字句、白 、字何、何番地、何号のように記載する。」と、 県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、 よりに詳しへ記載する。」とあるのは「代理人にあつては、何 **備料11日「何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、** いて準用する場合を含む。)」と、特許法施行規則様式第二の 合を含む。)において準用する特許法第百七十四条第二項にお び同法附則第二十条 ( 同法附則第二十三条において準用する場 条(同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。 おいて準用する特許法第七十一条第三項並びに商標法第六十一 項及び同法附則第二十一条において準用する意匠法第五十八条 」とあるのは「商標法第五十六条第一項、同法第六十二条第 十四条第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。 み替えるものとする。 何村、大字何、字何、 ように詳しく記載し、 る特許法第百三十三条の二第一項 (商標法第二十八条第三項に 第二項、商標法第六十二条第二項において準用する意匠法第五 十八条第三項並びに商標法附則第十七条第一項において準用 請求人にあつてはなるべく何県、 何番地、 何号のように記載する。」と読 何郡、 何号のように詳しく 特許法施行規 何村、大字何 何号の 何号の

2 特許法施行規則第二章の二 (博覧会の指定)の規定は、商標

削る

(削る)

2 { 4 (略)

5 二項及び第六十二条第二項中「それ以外の」とあるのは「登録 異議の申立てについてする」と読み替えるものとする。 以外の」とあるのは「登録異議の申立てについて提出する」と 十条第五項及び第六項並びに第六十一条の十一第三項中「それ 十八条の二第一項及び第三項、第五十八条の十七第二項、第六 合において、同規則第五十条第五項、第五十一条第二項、第五 登録異議の申立てについての審理及び決定に準用する。この場 十条の十三まで及び第五十一条から第六十五条までの規定は、 条の四、 条の三第一項まで、 同規則第五十条の二、第五十七条の三第二項、第五十八条第 特許法施行規則第四十六条第二項、第四十八条から第四十八 第五十条の五、 第四十九条から第五十条の二まで、第五十 第五十条の六、第五十条の七から第五 8 7

6 条の三第二項、 十条の十四まで及び第五十一条から第六十五条までの規定は、 十七条の三、第四十八条から第五十条の二まで、 審判及び再審に準用する。この場合において、同規則第四十八 から第五十条の五まで、 第九条の五第一項、特許法施行規則第三十三条、第四十六条 第四十七条第一項及び第三項、第四十七条の二、 一条第二項、 第五十条第五項、第五十条の二、第五十条の三 第五十七条の三第二項、 第五十条の六、 第五十条の七から第五 第五十八条第二 第五十条の三 第四

> 指定に準用する。 法第四条第一項第九号及び第九条第一項の規定による博覧会の

3 表示した書面を添付しなければならない。 覧会の指定を受けようとする者は、 前項の規定により商標法第四条第 申請書に当該博覧会の賞を 項第九号の規定による博

4| 6| (略)

とする。 あるのは「登録異議の申立てについてする」と読み替えるもの て提出する」と、同規則第五十条の二、第五十七条の三第二項 第三項中「それ以外の」とあるのは「登録異議の申立てについ 七第二項、第六十条第五項及び第六項並びに第六十一条の十一 条の四から第五十条の十三まで及び第五十一条から第六十五条 条の三第一項まで、 条第二項、第五十八条の二第一項及び第三項、第五十八条の十 用する。この場合において、同規則第五十条第五項、 までの規定は、登録異議の申立てについての審理及び決定に準 第五十八条第二項及び第六十二条第二項中「それ以外の」と 特許法施行規則第四十六条第二項、 第四十九条から第五十条の二まで、 第四十八条から第四十八 第五十 第五十

び第三項、 項、第五十条の二、第五十条の三、第五十一条第二項、 の場合において、同規則第四十八条の三第二項、 条から第六十五条までの規定は、 第二項、第四十七条第一項及び第三項、 七条の三第二項、第五十八条第二項、 十七条の三、第四十八条から第五十条の十四まで及び第五十一 第九条の五第一項、特許法施行規則第三十三条、第四十六条 第五十八条の十七第二項、 審判及び再審に準用する。こ 第六十条第五項及び第六 第五十八条の二第一項及 第四十七条の二、 第五十条第五 第五十 第四

と読み替えるものとする。
と読み替えるものとする。)又は同法第四十五条第一項(同さ第六十八条第一項(同法第六十八条第一項(同法第六十八条第一項(同法第六十二条第二項中「拒絶査定不服審判」とあるのは「商標項、第六十条第五項及び第六項、第六十一条の十一第三項並び項、第五十八条の二第一項及び第三項、第五十八条の十七第二項、第五十八条の二第一項及び第三項、第五十八条の十七第二

7| { 9|

(略)

9 } 11 項 準用する場合を含む。)の審判」と読み替えるものとする。 おいて準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。 六十八条第四項及び同法附則第十三条(同法附則第二十三条に 査定不服審判」とあるのは「商標法第四十四条第一項(同法第 )又は同法第四十五条第一項(同法第六十八条第一項において 第六十一条の十一第三項並びに第六十二条第二項中「拒絶 略

特許登録令施行規則(昭和三十五年通商産業省令第三十三号)(第五条関係)

特許仮実施権原簿、特許関係拒絶審決再審請求原簿又は 第三条 特許仮実施権原簿、の記載) (目録の記載)	・3(略)	(登録の前後) (登録の前後) (登録の前後) (登録の前後) (登録の前後) (登録の前後) (登録の前後)
溥、特許関係拒絶審決再審請求原簿又は	・3 (略) 係る特許出願ごとに一用紙を備えなければならない。 二条 特許仮実施権原簿は、仮専用実施権又は仮通常実施権に(特許仮実施権原簿等の作成)	年月日と登録年月日)による。  (登録の前後)  (登録の前後)  (登録の前後)

4 3 第七条の二 7 2 2 6 第七条 2 特許出願に係る特許を受ける権利を有する者に関する事項を記 決再審請求原簿又は特許信託原簿に登録用紙をつづり込むごと 権に係る特許出願の表示を記載しなければならない。 許庁長官が指定する職員が印を押さなければならない。 許出願の番号) 、つづり込んだ年月日及び理由を記載して、 特許信託原簿の目録には、 に、特許番号(登録の目的が仮専用実施権に関するときは、 (特許登録原簿の記録) (削る) 特許仮実施権原簿の記載) 特許仮実施権原簿の表題部のうち、表示欄には、仮専用実施 しなければならない。 特許仮実施権原簿の甲区の事項欄には、 (略) (略) (略) 甲区、 特許登録原簿は、 (略) (略) 乙区及び丁区の別に記録しなければならない。 特許番号記録部、 特許仮実施権原簿、 仮専用実施権に係る 表示部、 特許関係拒絶審 特許料記録 特 特 3 4 2 第七条の二 8 7 2 6 第七条 2 部 らない。 通常実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者 権又は仮通常実施権に係る特許出願の表示を記載しなければな 質権に関する事項を記録しなければならない。 ならない。 由を記載して、 関するときは、 決再審請求原簿又は特許信託原簿に登録用紙をつづり込むごと 特許信託原簿の目録には、 に関する事項を記載しなければならない。 (特許登録原簿の記録) ( 特許仮実施権原簿の記載) 特許仮実施権原簿の甲区の事項欄には、 特許仮実施権原簿の表題部のうち、 特許登録原簿の丙区には、 (略) (略) (略) 特許番号 (登録の目的が仮専用実施権又は仮通常実施権に 甲区、乙区、 特許登録原簿は、 (略) (略) 特許出願の番号)、つづり込んだ年月日及び理 特許庁長官が指定する職員が印を押さなければ 丙区及び丁区の別に記録しなければならない

通常実施権及びこれを目的とする

表示欄には、

仮専用実施

仮専用実施権又は仮

特許番号記録部、

表示部、

特許料記録

特許仮実施権原簿、

特許関係拒絶審

#### (削る)

しなければならない。 位番号欄には、乙区の事項欄に登録事項を記載した順序を記載欄に登録事項を記載した順序を記載し、特許仮実施権原簿の順5 特許仮実施権原簿の表示番号欄には、表示欄又は甲区の事項5

## (申請書の様式)

作成しなければならない。
移転の登録を申請するときは、申請書は、様式第七の二により
2 特許法第七十四条第一項の規定による請求に基づく特許権の

### 3 (略)

きは、申請書は、様式第九により作成しなければならない。ける権利を有する者の表示の変更又は更正の登録を申請すると4 登録名義人又は仮専用実施権に係る特許出願に係る特許を受

- 第十により作成しなければならない。 専用実施権の設定の登録を申請するときは、申請書は、様式
- | 式第十の二により作成しなければならない。 | 6 | 仮専用実施権の設定の登録を申請するときは、申請書は、様

## 7.8 (略)

- る事項を記載しなければならない。 特許仮実施権原簿の丙区の事項欄には、仮通常実施権に関
- 序を記載しなければならない。 位番号欄には、乙区又は丙区の事項欄に登録事項を記載した順欄に登録事項を記載した順序を記載し、特許仮実施権原簿の順6 特許仮実施権原簿の表示番号欄には、表示欄又は甲区の事項

# (申請書の様式)

作成しなければならない。 ものを除く。 ) を申請するときは、申請書は、様式第七により第十条 権利の全部の移転の登録 (相続その他の一般承継による

#### (新設)

#### 

- より作成しなければならない。 変更又は更正の登録を申請するときは、申請書は、様式第九に権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示の3 登録名義人又は仮専用実施権若しくは登録された仮通常実施3
- 申請書は、様式第十により作成しなければならない。4 専用実施権又は通常実施権の設定の登録を申請するときは、
- 6・7 (略) は、申請書は、様式第十の二により作成しなければならない。 は、申請書は、様式第十の二により作成しなければならない。 仮専用実施権又は仮通常実施権の設定の登録を申請するとき

#### - 53 -

(併合の手続)

2・3 (略)第十条の二 (略)

が同一の場合に限り、一の書面ですることができる。 第四条第一項の届出をする者と同一であり、かつ、変更の内容の届出は、当該特許を受ける権利を有する者が特例法施行規則る者の表示の変更の登録の申請と特例法施行規則第四条第一項4 仮専用実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有す

(番号の記録等)

第十四条 (略)

2

- ときは順位番号欄に番号を記載しなければならない。 をするときは表示番号欄に番号を、乙区の事項欄に登録をする3 特許仮実施権原簿について、表示欄又は甲区の事項欄に登録

4

略

(併合の手続)

第十条の二 (略)

2・3 (略)

4

することができる。一であり、かつ、変更の内容が同一の場合に限り、一の書面で一であり、かつ、変更の内容が同一の場合に限り、一の書面でを有する者が特例法施行規則第四条第一項の届出は、当該特許を受ける権利係る特許を受ける権利を有する者の表示の変更の登録の申請と係る特許を受ける権利を有する者の表示の変更の登録の申請とので、仮専用実施権又は登録された仮通常実施権に係る特許出願に

(番号の記録等)

る場合、仮登録をしたものについての本登録である場合、仮登という。)について登録するときは、その登録が付記登録であ2 特許登録原簿に甲区、乙区、丙区及び丁区(以下「事項部」第十四条 (略)

定による仮処分による仮登録(以下「保全仮登録」という。)一号)第五十四条において準用する同法第五十三条第二項の規録の抹消の登録である場合、民事保全法(平成元年法律第九十

、順位番号を当該登録事項を記録する部分の前に記録しなけれの登録である場合を除き、当該登録事項を記録した順序によりをしたものについての本登録である場合及び保全仮登録の抹消

ばならない。

録をするときは順位番号欄に番号を記載しなければならない。をするときは表示番号欄に番号を、乙区又は丙区の事項欄に登3 特許仮実施権原簿について、表示欄又は甲区の事項欄に登録

4 (略)

第十九条の二 録を回復する旨を記載した後、抹消に係る登録と同一の登録を 移した後、当該仮専用実施権の登録の回復の登録をするときは 施権原簿における仮専用実施権に関する登録を閉鎖特許原簿に しなければならない。 新たな登録用紙を用い、 特許登録令第十二条第二項の規定により特許仮実 表示欄に回復の原因、年月日及び登

第十九条の二 特許登録令第十二条第二項の規定により特許仮実

表示欄に回復の原因、年月日及び登録を回復する旨を記載し 権の登録の回復の登録をするときは、新たな登録用紙を用い、 を閉鎖特許原簿に移した後、当該仮専用実施権又は仮通常実施 施権原簿における仮専用実施権又は仮通常実施権に関する登録

た

抹消に係る登録と同一の登録をしなければならない。

前項の規定により仮専用実施権又は仮通常実施権の登録の

2 当該仮専用実施権の登録用紙の表示欄中の余白の部分に、登録 の回復があつた旨及びその年月日を記載して、特許庁長官が指 きは、閉鎖特許原簿の目録中の当該仮専用実施権の備考欄及び 定する職員が印を押さなければならない。 前項の規定により仮専用実施権の登録の回復の登録をしたと 2

3 略

登録用紙中に余白がない場合)

第二十七条 登録する余白がないときは、その登録用紙の次に新たな登録用 特許仮実施権原簿の表題部又は甲区若しくは乙区に

2 (略)

紙をつづり込まなければならない。

( 設定されたものとみなされた専用実施権等の設定の登録の方

法

第三十三条 略

(削る)

(登録用紙中に余白がない場合)

3

(略)

あつた旨及びその年月日を記載して、

特許庁長官が指定する職

員が印を押さなければならない。

常実施権の登録用紙の表示欄中の余白の部分に、登録の回復が 施権又は仮通常実施権の備考欄及び当該仮専用実施権又は仮通 復の登録をしたときは、閉鎖特許原簿の目録中の当該仮専用実

第二十七条特許仮実施権原簿の表題部又は甲区、 登録用紙をつづり込まなければならない。 <u>雨区</u>に登録する余白がないときは、その登録用紙の次に新たな 乙区若しくは

2 (略)

( 設定されたものとみなされた専用実施権等の設定の登録の方

法

第三十三条 へ 略

2 十四条の三第二項 前項の規定は、 登録された仮通常実施権について特許法第三 又は第三項の規定により許諾されたものと

権の登録を抹消しなければならない。 | 滅の登録をするときは、その専用実施権、仮専用実施権又は質第三十四条 ― 混同による専用実施権、仮専用実施権又は質権の消(混同又は取消しによる専用実施権等の消滅の登録の方法)

第三十五条及び第三十六条削除

とする。いて、前項中「乙区」とあるのは、「丙区」と読み替えるものみなされた通常実施権の設定の登録に準用する。この場合にお

実施権、通常実施権、仮専用実施権、仮通常実施権又は質権の、仮通常実施権又は質権の消滅の登録をするときは、その専用第三十四条 混同による専用実施権、通常実施権、仮専用実施権(混同又は取消しによる専用実施権等の消滅の登録の方法)

登録を抹消しなければならない。

る場合に準用する。
る取消しによる専用実施権または通常実施権の消滅の登録をす法律(昭和二十二年法律第五十四号)第百条第三項の規定によ前項の規定は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する

(裁定による通常実施権の設定の登録の方法)

記録しなければならない。

び時期並びに通常実施権者の氏名又は名称及び住所又は居所を、通常実施権を設定すべき範囲、対価の額、その支払の方法及録をするときは、当該特許権の登録に丙区として裁定の年月日2 特許法第九十二条第四項の裁定による通常実施権の設定の登

(設定されたものとみなされた仮専用実施権等の設定の登録の

第三十六条の二 (略)

(削る)

権が設定されている旨を記録しなければならない。
番号及びその特許権、実用新案権又は意匠権について通常実施裁定に係る特許権、実用新案権又は意匠権の特許番号又は登録の特許権の登録に丙区として当該通常実施権を設定すべき旨のの特許権の登録に丙区として当該通常実施権を設定すべき旨のの場が、当該通常実施権者

4

(裁定の取消しによる通常実施権の消滅の登録の方法)

方法)(設定されたものとみなされた仮専用実施権等の設定の登録の

第三十六条の二 (略)

いて、前項中「乙区」とあるのは、「丙区」と読み替えるものなされた仮通常実施権の設定の登録に準用する。この場合にお十四条の三第五項又は第六項の規定により許諾されたものとみ2 前項の規定は、登録された仮通常実施権について特許法第三

#### とする。

第三十六条の三 る権利について、特許法第三十四条第四項又は第五項の規定に よる届出がされた場合における当該特許を受ける権利を有する 者の変更の登録をするときは、 (特許を受ける権利を有する者の変更の登録の方法) 仮専用実施権に係る特許出願に係る特許を受け

(仮専用実施権等の消滅の登録の方法)

名又は名称及び住所又は居所を記載しなければならない。

特許を受ける権利の承継人の氏

第三十六条の四 用実施権の消滅の登録をするときは、その仮専用実施権の登録 特許法第三十四条の二第六項の規定による仮専

を抹消しなければならない。

第三十六条の三 仮専用実施権又は仮通常実施権に係る特許出願 権利の承継人の氏名又は名称及び住所又は居所を記載しなけれ ける権利を有する者の変更の登録をするときは、 は第五項の規定による届出がされた場合における当該特許を受 に係る特許を受ける権利について、特許法第三十四条第四項又 (特許を受ける権利を有する者の変更の登録の方法 特許を受ける

(仮専用実施権等の消滅の登録の方法)

ばならない。

第三十六条の四 専用実施権又は仮通常実施権の登録を抹消しなければならない の規定による仮通常実施権の消滅の登録をするときは、その仮 用実施権の消滅又は同法第三十四条の三第七項若しくは第八項 特許法第三十四条の二第六項の規定による仮専

(予告登録の方法)

(予告登録の方法)

(削る)

第三十八条 特許法第八十三条第二項、 取消しについての異議申立てがあつた旨及びその年月日を記録 しについての異議申立てについて予告登録をするときは、 九十二条第七項において準用する場合を含む。 しなければならない として裁定若しくは裁定の取消しの請求又は裁定若しくはその 十二条第三項若しくは第四項の請求又は裁定若しくはその取消 第九十条第一項( 若しくは第九 (同法第 内区

特許登録令第三条第三号又は第四号に掲げる請求について予

2

特許登録令第三条第四号又は第五号に掲げる請求について予

らな)。 月日、審判又は再審の番号及び請求の趣旨を記録しなければな告登録をするときは、表示部に審判又は再審の請求があつた年

(同一の順位による信託の登録)

第三十九条 (略)

一の順位で信託の登録をしなければならない。 仮専用実施権が信託財産に属するときは、その設定の登録と同みなされた専用実施権の設定の登録をする場合において、当該2 特許法第三十四条の二第二項の規定により設定されたものと

(削る)

(削る)

その設定の登録と同一の順位で信託の登録をしなければならなとの特許出願に係る仮専用実施権が信託財産に属するときは、みなされた仮専用実施権の設定の登録をする場合において、も3 特許法第三十四条の二第五項の規定により設定されたものと

5

月日、審判又は再審の番号及び請求の趣旨を記録しなければな告登録をするときは、表示部に審判又は再審の請求があつた年

(同一の順位による信託の登録)

らない。

第三十九条 (略)

2

位で信託の登録をしなければならない。実施権が信託財産に属するときは、その設定の登録と同一の順設定の登録をする場合において、当該仮専用実施権又は仮通常第三項の規定により許諾されたものとみなされた通常実施権のみなされた専用実施権又は同法第三十四条の三第二項若しくは特許法第三十四条の二第二項の規定により設定されたものと

- 信託の登録をしなければならない。
  に属するときは、その通常実施権の設定の登録と同一の順位で録をする場合において、当該通常実施権者の特許権が信託財産3 特許法第九十二条第三項の裁定による通常実施権の設定の登
- 定の登録と同一の順位で信託の登録をしなければならない。権又は意匠権が信託財産に属するときは、その通常実施権の設録をする場合において、当該通常実施権者の特許権、実用新案4 特許法第九十二条第四項の裁定による通常実施権の設定の登
- ときは、その設定の登録と同一の順位で信託の登録をしなけれ出願に係る仮専用実施権又は仮通常実施権が信託財産に属するた仮通常実施権の設定の登録をする場合において、もとの特許第五項若しくは第六項の規定により許諾されたものとみなされがまま、一人の規定により許諾されたものとみなされい。特許法第三十四条の二第五項の規定により設定されたものと特許法第三十四条の二第五項の規定により設定されたものと

91~~ 第111~10~ 第111~10~ は第111~ 10~ 10~ (特許権の消滅等があつた場合の特許信託原簿の登録)

1。 たときは、同時に特許信託原簿にその登録をしなければならなる権利が信託財産に属するとき又は前条の規定により登録をした場合において当該特許権その他特許に関す第四十条 第三十二条、第三十四条若しくは第三十六条の四の規

(削る)

第四十二条から第四十四条まで 削除

ばならない。

(特許権の消滅等があつた場合の特許信託原簿の登録

をしなければならない。
親定により登録をしたときは、同時に特許信託原簿にその登録を権利が信託財産に属するとき又は前条(第四項を除く。)の定により登録をした場合において当該特許権その他特許に関す第四十条 第三十二条、第三十四条若しくは第三十六条の四の規

匠信託原簿にその登録をしなければならない。をしたときは、同時に特許信託原簿、実用新案信託原簿又は意施権が信託財産に属するとき又は前条第四項の規定により登録第三十六条の規定により登録をした場合において当該通常実

2

(通常実施権に関する登録の方法)

。| 項の裁定による通常実施権の設定の登録をするときに準用する|| 項の裁定による通常実施権の設定の登録をするときに準用する|| 第四十二条|| 第三十五条第一項の規定は、特許法第九十三条第二

消滅の登録をするときに準用する。
立てを理由があるとする決定をした場合において通常実施権の実施権の消滅の登録をするとき、または裁定についての異議申する同法第九十条第一項の規定による裁定の取消しにより通常 第三十六条の規定は、特許法第九十三条第三項において準用

(未登録の通常実施権等に関する登録の方法)

的とする質権の処分の制限の登録をするときは、丙区として権第四十三条 嘱託により、登録してない通常実施権又はこれを目

2 (略)

ばならない。施権又はこれを目的とする質権の登録をする旨を記録しなけれ利者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに嘱託により通常実

| 「日本記載しなければならない。 | 及び住所又は居所並びに嘱託により仮通常実施権の登録をするをするときは、丙区の事項欄に仮通常実施権者の氏名又は名称2 | 嘱託により、登録してない仮通常実施権の処分の制限の登録

る特許出願の表示に関する事項を記載しなければならない。題部の表示欄に特許出願の年月日その他当該仮通常実施権に係規定するもののほか、特許出願番号欄に特許出願の番号を、表い場合において、前項の規定による登録をするときは、前項に仮通常実施権に係る特許出願について特許仮実施権原簿がな

3

# (予告登録の方法)

いて予告登録をする場合に準用する。
「請求または裁定もしくはその取消しについての異議申立てにつ」項の請求、同条第三項において準用する同法第九十条第一項の第四十四条(第三十八条第一項の規定は、特許法第九十三条第二

第三号に掲げる訴えについて特許登録令第三条第一号又は第四十五条 特許登録原簿について特許登録令第三号に掲げる訴えについて予告登録をするときは、事項部の第四十五条 特許登録原簿について特許登録令第三条第一号又は

2 (略)

# (登録受付簿の記載

第四十八条 するときは、当該仮専用実施権の登録の申請に係る特許出願の の氏名又は名称を、 表示)、登録の目的、 年月日、受付番号、特許番号(登録の目的が仮専用実施権に関 しなければならない。 申請書の提出があつたときは、登録受付簿に受付の 申請書に受付の年月日及び受付番号を記載 登録免許税として納付する額及び申請人

2 . 3 (略)

( 表示部等の登録の方法)

第五十二条 (略)

2 5 (略)

6 氏名又は名称及び住所又は居所を記載しなければならない。 用実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の 係る特許出願の表示に関する事項を、甲区の事項欄に当該仮専 表題部の表示欄に特許出願の年月日その他当該仮専用実施権に に規定するもののほか、 場合において、 仮専用実施権に係る特許出願について特許仮実施権原簿がな 特許仮実施権原簿に登録をするときは、 特許出願番号欄に特許出願の番号を、 前項 6

11 略

録の方法) ( 二以上の権利を目的とする専用実施権等の設定又は消滅の登

第五十五条 特許登録令第二十九条の規定による申請により二以

# (登録受付簿の記載)

第四十八条 申請書の提出があつたときは、登録受付簿に受付の 免許税として納付する額及び申請人の氏名又は名称を、 施権の登録の申請に係る特許出願の表示)、登録の目的、 年月日、受付番号、特許番号 (登録の目的が仮専用実施権又は 仮通常実施権に関するときは、当該仮専用実施権又は仮通常実 に受付の年月日及び受付番号を記載しなければならない。 登録

2 . 3 (略)

(表示部等の登録の方法)

2~5 (略)

第五十二条

(略)

名称及び住所又は居所を記載しなければならない。 る事項を、甲区の事項欄に当該仮専用実施権又は仮通常実施権 該仮専用実施権又は仮通常実施権に係る特許出願の表示に関す するときは、前項に規定するもののほか、特許出願番号欄に特 仮実施権原簿がない場合において、特許仮実施権原簿に登録を に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の氏名又は 許出願の番号を、表題部の表示欄に特許出願の年月日その他当 仮専用実施権又は仮通常実施権に係る特許出願について特許

7 } 11 (略)

録の方法) (二以上の権利を目的とする専用実施権等の設定又は消滅の登

第五十五条 特許登録令第二十九条の規定による申請により二以

権利がともに専用実施権又は専用使用権若しくは通常使用権の若しくは商標権又はこれらに関する権利の表示をし、これらのかつ、その事項部の相当区に他の特許権、実用新案権、意匠権ぞれの特許権の登録の事項部の相当区としてその旨を記録し、使用権についての通常使用権の設定の登録をするときは、それ又は商標権についての専用使用権若しくは商標権若しくは専用上の特許権、実用新案権若しくは意匠権についての専用実施権

2 (略)

目的である旨を記録しなければならない。

を受ける権利に基づいて取得すべき特許権の目的である旨を記載しなければならない。 を受ける権利に基づいて取得すべき特許区の事項欄に他の特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権の設定の登録をするときは、それぞれの仮専用実施権の登を受ける権利に基づいて取得すべき特許権についての仮専用実る旨を記載しなければならない。

2 (略)

ればならない。 特許登録令第二十九条の規定による申請により二以上の特許を受ける権利に基づいて取得すべき専用実施権の登録用紙中の相当区の事項欄に他の特許を受ける権利に基づいて取得すべき専用実施権に基づいて取得すべき特許権若しくに仮専用実施権の設定の登録用紙中の相当区の事項欄に他の特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権若しくに仮専用実施権の設定の登録をするときは、それぞれの仮はこれらの仮専用実施権に基づいて取得すべき専用実施権についての仮専用実施権にあがいる権利に基づいて取得すべき特許権若しくにが表示を受ける権利に基づいて取得すべき特許権についての仮専用実施権といる権利に基づいて取得すべき特許権によりに以上の特許によりに対している。

若しくは商標権についての専用使用権若しくは商標権若しくは上の特許権、実用新案権若しくは意匠権についての専用実施権第五十六条(特許登録令第二十九条の規定による申請により二以一第

若しくは特許権、実用新案権若しくは意匠権若しくはこれらの上の特許権、実用新案権若しくは意匠権についての専用実施権第五十六条(特許登録令第二十九条の規定による申請により二以

号を記録しなければならない。 号を記録しなければならない。 号を記録しなければならない。 号を記録しなければならない。 当該権利の表示をし、当該権利を目の登録の事項部の相当区に当該権利の表示をし、当該権利を目の登録の事項部の相当区に当該権利の表示をし、当該権利を目の登録の事項を目的とする専用実施権、専用使用権若しくは正以上の特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権若しくは専用使用権についての通常使用権の設定の登録をした場合又は専用使用権についての通常使用権の設定の登録をした場合又は

(申請の却下の処分の記載事項)

ばならない。 の処分は、次に掲げる事項を記載した文書をもつて行わなけれ第五十九条の三 特許登録令第三十八条第一項の規定による却下

、意匠権若しくは商標権若しくはこれらに関する権利について 権又は質権が消滅した旨を記録し、 専用実施権若しくは通常実施権、 事項部の相当区に当該権利の表示をし、当該権利を目的とする 用権又は質権の消滅の登録をしたときは、 る専用実施権若しくは通常実施権、 質権の登録をした場合において、そのうち一の権利を目的とす 用権の設定の登録をした場合又は二以上の特許権、実用新案権 用使用権若しくは商標権若しくは専用使用権についての通常使 専用実施権についての通常実施権若しくは商標権につい いて抹消記号を記録しなければならない。 専用使用権若しくは通常使用 かつ、 専用使用権若しくは通常使 他の特許権の登録の 消滅に係る事項につ ての専

し、かつ、消滅に係る事項を朱抹しなければならない。 世界の登録をしたときは、他の仮専用実施権又は仮通常実施権の登 はこれらの仮専用実施権の設定の登録をした場合において、そのういての仮通常実施権の設定の登録をした場合において、そのういての仮通常実施権の設定の登録をした場合において、そのうはこれらの仮専用実施権に基づいて取得すべき専用実施権についたの仮専用実施権又は特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権若しくを受ける権利に基づいて取得すべき特許権若しくがの、消滅に係る事項を朱抹しなければならない。

(申請の却下の処分の記載事項)

ばならない。 の処分は、次に掲げる事項を記載した文書をもつて行わなけれ第五十九条の三 特許登録令第三十八条第一項の規定による却下

該仮専用実施権の登録の申請に係る特許出願の表示)三 特許番号 (登録の目的が仮専用実施権に関するときは、)

### 学七 (略

# (登録済みの通知

で登録の目的を通知しなければならない。 明する書面の添付がなかつた場合において、登録を完了したと 特許庁の印を押して、申請人(申請人が登録権利者及び登録義 特許庁の印を押して、申請人(申請人が登録権利者及び登録義 に返還しなければならない。ただし、申請書に登録の原因を証 に返還しなければならない。ただし、申請書に登録の原因を証 に返還しなければならない。ただし、申請書に登録の原因を記載し、 等対番号(登録の目的が仮専用実施権に関するときは、当該仮 第六十条 登録を完了したときは、登録の原因を証明する書面に

### 2 (略)

## 一・二 (略)

申請に係る特許出願の表示)関するときは、当該仮専用実施権又は仮通常実施権の登録の三 特許番号(登録の目的が仮専用実施権又は仮通常実施権に

### ~七 (略)

# (登録済みの通知)

第六十条 登録を完了したときは、登録の目的を通知しなければならない。 ただし、申請書に登録の原因を証明する書面の添付がなかつ。 ただし、申請書に登録の原因を証明する書面の添付がなかつ。 ただし、申請書に登録の原因を証明する書面の添付がなかつ。 ただし、申請書に登録の原因を証明する書面の添付がなかつ。 ただし、申請書に登録の原因を証明する書面の添付がなかつまだ。 の番号)、申請書の受付の年月日、受付番号、順係る特許出願の番号)、申請書の受付の年月日、受付番号、順係の を証明する書面に記載すべき事項及び登録の目的を通知しなければならない。 を証明する書面に記載すべき事項及び登録の目的を通知しなければならない。 を証明する書面に記載すべき事項及び登録の原因を証明する書面に関する。

### 2 (略)

する権利の共有者の一人であるときは、他の共有者にもその旨。ただし、登録義務者が当該登録に係る特許権その他特許に関う、申請書の受付の年月日、受付番号、登録権利者の氏名又は用実施権又は仮通常実施権の登録の申請に係る特許出願の番号的が仮専用実施権又は仮通常実施権に関するときは、当該仮専3 前二項の場合においては、登録義務者に特許番号(登録の目

実用新案登録令施行規則 (昭和三十五年通商産業省令第三十四号) (第六条関係)

(実用新案登録原簿の記録)  ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	改正案
(実用新案登録原簿の記録)  (実用新案登録原簿の記録)  (実用新案登録原簿の記録)  (特許登録令施行規則の準用)  (特許登録令施行規則第十条(第五項を除く。)、第十条の三から第十三条の三まで(申請の手続)の規定は、実用新案に関する登録の申請の手続に準用する。  (特許登録令施行規則第十四条(第三項を除く。)、第十条の三から第十一条の三まで(申請の手続)の規定は、実用新案に関する登録の申請の手続に準用する。  (第二項を除く。)、第十六条から第十九条まで、第二十六条第一項、第二十七条第二項、第三十十八条、第三十八条、第三十八条、第三十五条、第三十六条、第三十五条,第三十五,第三十五条,第三十五条,第三十五十五,第三十五十五十五,第三十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五	現行

に関する登録の手続に準用する。十九条から第六十一条まで(登録の手続)の規定は、実用新案第一項、第五十七条、第五十八条第二項及び第三項並びに第五三条、第五十四条、第五十五条第一項及び第二項、第五十六条一項、第五十二条(第四項から第七項までを除く。)、第五十

(登録の手続)の規定は、実用新案に関する登録の手続に準用十八条第二項及び第三項並びに第五十九条から第六十一条までから第七項までを除く。)、第五十三条、第五十四条、第五十四条、第五十条まで、第五十一条第一項、第五十二条(第四項第四十三条第一項、第四十四条、第四十五条第一項、第四十三条第一項、第四十四条、第四十五条第一項、第四十六

- 68 -

意匠登録令施行規則 (昭和三十五年通商産業省令第三十五号) (第七条関係)

三十九条第一項、第四十条、第四十五条第一項、第四十六条かと三十七条、第三十四条第一項、第三十七条、第三十八条第二項、第二十七条第二項、第二十八条第二項及び第三項、と第二十三条まで、第二十四条第一項、第二十五条、第二十条か (第二項を(第二項を除く。)、第十六条から第十九条まで、第二十条か (第二項を特許登録令施行規則第十四条(第三項を除く。)、第十五条 4 特許登録	る。	(略) 「関係に対しなければならない。 「関係には、通り、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のででは、のででは、	改 正 案
三十七条、第三十八条、第三十九条(第二項及び第五項を除く第三十二条、第三十四条第一項、第三十五条、第三十六条、第条第一項、第二十七条第二項、第二十八条第二項及び第三項、ら第二十三条まで、第二十四条第一項、第二十五条、第二十条か(第二項を除く。)、第十六条から第十九条まで、第二十条か「特許登録令施行規則第十四条(第三項を除く。)、第十五条	る。  る。  る。  の規定は、意匠に関する登録の申請の手続に準用す(第四項を除く。)及び第十条の三から第十三条の三まで(申特許登録令施行規則第十条(第五項を除く。)、第十条の二(略)(略)(特許登録令施行規則の準用)	9 (略) 「意匠登録原簿の記録)(意匠登録原簿の記録)(意匠登録原簿の記録)	現行

録の手続)の規定は、意匠に関する登録の手続に準用する。条第二項及び第三項並びに第五十九条から第六十一条まで(登第一項及び第二項、第五十六条第一項、第五十七条、第五十五条第七項までを除く。)、第五十三条、第五十四条、第五十五条ら第五十条まで、第五十一条第一項、第五十二条(第四項から

まで(登録の手続)の規定は、意匠に関する登録の手続に準用第五十八条第二項及び第三項並びに第五十九条から第六十一条四項から第七項までを除く。)、第五十三条、第五十四条、第十六条から第五十条まで、第五十一条第一項、第五十二条(第の)、第四十条、第四十三条第一項、第四十五条第一項、第四十五条第一項、第四十五条第一項、第四十三条第一項、第四十五条第一項、第四

する。

- 70 -

商標登録令施行規則(昭和三十五年通商産業省令第三十六号)(第八条関係)

第十六条の五(略)	ればならない。 使用権又はこれを目的とする質権の登録をする旨を記録しなけ 権利者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに嘱託により通常 目的とする質権の処分の制限の登録をするときは、丙区として 第十六条の四 嘱託により、登録してない通常使用権又はこれを (未登録の通常使用権等に関する登録の方法)	録義務者と同一の場合に限り、一の書面ですることができる。及び登録義務者が全部の移転に係る商標権の登録権利者及び登る特許登録令施行規則(昭和三十五年通商産業省令第三十三号第四条の二 前条第二項の申請と第十七条第三項において準用す(併合の手続)	申請書は、様式第八により作成しなければならない。3 専用使用権又は通常使用権の設定の登録を申請するときは、2 (略)(略)(申請書の様式)	改正案
第十六条の四(略)	(新設)	録義務者と同一の場合に限り、一の書面ですることができる。及び登録義務者が全部の移転に係る商標権の登録権利者及び登う第十条第一項の申請は、分割移転に係る商標権の登録権利者の14条の14、前条第二項の申請と第十七条第二項において準用す(併合の手続)	<ul><li>(新設)</li><li>(略)</li><li>(申請書の様式)</li></ul>	現

(特許登録令施行規則の準用)

2 (略)

3

す る。 えるものとする。 とあるのは「「 法施行規則 ( 昭和三十五年通商産業省令第十三号 ) 第九条第一 四条の二の規定による場合」と、「特許法施行規則(昭和三十 の場合」とあるのは「これらの登録の目的が同一の場合又は第 利の表示」の欄に事後指定が国際登録簿に記録された日を記載 いて、当該国際登録が事後指定に係るものであるときは、「 権 に基づく商標権について質権の設定の登録を申請する場合にお の備考第1中「記載する。」とあるのは「記載する。国際登録 申請の手続に準用する。この場合において、同規則様式第十一 十三条の三まで (申請の手続)の規定は、 五年通商産業省令第十号)第十二条第一項」とあるのは「商標 特許登録令施行規則第十条 」と、同規則第十条の二中「これらの登録の目的が同 第十条の二 (第四項を除く。) 及び第十条の三から第 同規則様式第十三の備考第1中「「 専用使用権者」 ) 第 項 通常使用権者」」と読み替 第五項及び第六項を除 商標に関する登録の 専用実施権者」」 3

(第二項を除く。)、第十六条から第十九条まで、第二十条か4 特許登録令施行規則第十四条(第三項を除く。)、第十五条

4

特許登録令施行規則第十四条 ( 第三項を除く。 ) 、第十五条

第十六条から第十九条まで、

第二項を除く。

(特許登録令施行規則の準用)

定は、商標に関する登録について準用する。第十七条「特許登録令施行規則第一条第一項(登録の前後)の規

2 (略)

これらの登録の目的が同一の場合」とあるのは「これらの登録 るものであるときは、「権利の表示」の欄に事後指定が国際登 のは「記載する。国際登録に基づく商標権について質権の設定 表示」の欄に事後指定が国際登録簿に記録された日を記載する 第一項」とあるのは「商標法施行規則(昭和三十五年通商産業 特許法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十号)第十二条 の目的が同一の場合又は第四条の二の規定による場合」と、「 録簿に記録された日を記載する。」と、同規則第十条の二中「 の登録を申請する場合において、当該国際登録が事後指定に係 用使用権又は通常使用権の設定の登録を申請する場合において る。この場合において、同規則様式第十の備考第1中「とする 請の手続)の規定は、商標に関する登録の申請の手続に準用す 省令第十三号)第九条第一項」と読み替えるものとする。 (第四項を除く。)及び第十条の三から第十三条の三まで(申 」と、同規則様式第十一の備考第1中「記載する。 当該国際登録が事後指定に係るものであるときは、 」とあるのは「とする。 特許登録令施行規則第十条(第五項を除く。)、 国際登録に基づく商標権について専 」とある

又は事項部」とあるのは「表示部、事項部又は国際登録事項記 十六条中「外国人」とあるのは「外国人 ( 国際登録に基づく商 に関する登録の手続に準用する。この場合において、同規則第 第五十九条から第六十一条まで(登録の手続)の規定は、商標 第三十二条、第三十四条第一項、第三十九条第一項、第四十条 条第一項、 ら第二十三条まで、第二十四条第一項、第二十五条、第二十六 標権の商標権者を除く。)」と、同規則第二十一条中「表示部 五十三条、第五十四条、第五十五条第一項及び第二項、第五十 条第一項、 六条第一項、第五十七条、第五十八条第二項及び第三項並びに とあるのは「 第四十五条第一項、第四十六条から第五十条まで、第五十一 丙区及び丁区」と、 第二十七条第二項、第二十八条第二項及び第三項、 第五十二条 (第四項から第七項までを除く。)、第 同規則第十四条第二項中「 専用使用権、 同規則第三十四条第 通常使用権」と読み替えるものと 及び丁区」とあるのは「 項中「 専用実施権

> のとする。 は「表示部、 く。)」と、同令第二十一条中「表示部又は事項部」とあるの とあるのは「外国人 (国際登録に基づく商標権の商標権者を除 四条、第五十五条第一項及び第二項、第五十六条第一項、 項を除く。)、第四十条、第四十三条第一項、第四十五条第 条第一項、第二十七条第二項、第二十八条第二項及び第三項、 ら第二十三条まで、第二十四条第一項、 続に準用する。この場合において、同令第十六条中「外国人」 第三十二条、第三十四条第一項、第三十九条 (第二項及び第五 六十一条まで ( 登録の手続 ) の規定は、商標に関する登録の手 十七条、第五十八条第二項及び第三項並びに第五十九条から第 |条(第四項から第七項までを除く。)、第五十三条、第五十 第四十六条から第五十条まで、第五十一条第一項、第五十 事項部又は国際登録事項記録部」と読み替えるも 第二十五条、第二十六

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則(昭和五十三年通商産業省令第三十四号)(第九条関係)

(手数料の一部返還) 第三十六条の二 条約第十二条(1)に規定する国際出願の調査用写的なければならない。 (手数料の一部返還) (事数料の一部返還) (事数料の一部返還)	第三十一条の二 特許庁長官は、国際出願をした者が法第十八条第三十一条の二 特許庁長官は、国際出願をした者が法第十八条第三十一条の二 特許庁長官は、国際出願をした者が法第十八条第二項(同項の表三の項に掲げる部分を除く。)及び第三項の第二項(同項の表三の項に掲げる部分を除く。)及び第三項の第二項(同項の表三の項に掲げる部分を除く。)及び第三項の第二項(目の表三の項に掲げる部分を除く。)及び第三項の第二項(目の表三の項に掲げる部分を除く。)及び第三項の第二項(目の表三の項に掲げる部分を除く。)及び第三項の第二項(目の表三の項に掲げる部分を除く。)及び第三項の第二項(目の表三の項に掲げる部分を除く。)及び第三項の第二十一条の二 特許庁長官は、国際出願をした者が法第十八条第三十一条の二 特許庁長官は、国際出願をした者が法第十八条
(手数料の納付の補正)現 行 (野出願をしようとする者は、特許庁長官が定める方式に従 (解) (願書等の提出) (所書等の提出) (手数料の納付の補正)	(手数料の納付の補正) (手数料の納付の補正) (手数料の納付の補正) (手数料の納付の補正) (手数料の納付の補正)

た手数料のうち七万円を出願人の請求により返還する。同項の表一の項に掲げる部分に限る。)の規定により納付されは当該国際出願の取下げがされたときは、法第十八条第二項(ず、若しくは取り下げられたものとみなす旨の決定がされ、又る前に当該国際出願について法第四条の規定による認定がされ

# (手数料の一部返還)

「万八千円を出願人の請求により返還する。 「掲げる部分に限る。」の規定により納付された手数料のうちすることができる場合は、法第十八条第二項(同項の表一の項するためにその先の国際出願の国際調査報告の相当部分を利用するためにおいて、当該国際出願についての国際調査報告を作成が作成されている先の国際出願を基礎とする優先権の主張を伴第五十条 国際出願が法第八条第一項の規定により国際調査報告

### 2 (略)

(塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等)

第五十条の三 (略)

クを、願書に添付しなければならない。 配列表を特許庁長官が定める方式に従つて記録した磁気ディスに限る。次項において同じ。)をするときは、前項に規定する2 前項に規定する国際出願 (特許庁が国際調査をする国際出願

3~11 (略)

の請求により返還する。一号の規定により納付された手数料のうち九万七千円を出願人は当該国際出願の取下げがされたときは、法第十八条第一項第ず、若しくは取り下げられたものとみなす旨の決定がされ、又る前に当該国際出願について法第四条の規定による認定がされ

(手数料の一部返還)

2 (略)

(塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等)

第五十条の三 (略)

3~11 (略)

# (手数料の納付)

ずれか遅い日までに納付しなければならないた日から一月又は当該国際出願の優先日から一年十月のうちいの規定により納付すべき手数料を国際予備審査請求書を受理し条第二項(同項の表三の項に掲げる部分に限る。)又は第四項第五十四条の二 国際予備審査の請求をした出願人は、法第十八

# (発明の数の算定の方法)

# (手数料の納付書の様式)

| 式第二十七又は様式第二十七の二によりしなければならない。||第七十八条||法第十八条第二項の規定による手数料の納付は、様

# 納付方法等)(特許庁以外の条約に規定する国際調査機関に対する手数料の(

その振込みを証明する書面を、特許庁長官に対し、提出するこ、特許庁長官が告示する口座に当該手数料を振り込み、かつ、第七十八条の二(法第十八条第三項の規定による手数料の納付は

# (手数料の納付)

ればならない。
の優先日から一年十月のうちいずれか遅い日までに納付しなけの優先日から一年十月のうちいずれか遅い日までに納付しなけを国際予備審査請求書を受理した日から一月又は当該国際出願条第一項第四号又は同条第三項の規定により納付すべき手数料第五十四条の二 国際予備審査の請求をした出願人は、法第十八

# (発明の数の算定の方法)

は、請求 は、一の発用に記載されている発明を、一の発明又は規則第十三規 が関いに記載されている発明に該当する二以上の区分の方法がある がに属することのないようにして、一の発明又は規則第十三規 がに属することのないようにして、一の発明又は規則第十三規 の範囲に記載されている発明を、一の発明が異なる二以上の区 第七十三条 令第二条第四項に規定する発明の数の算定は、請求

# (手数料の納付書の様式)

よりしなければならない。 による手数料の納付は、様式第二十七又は様式第二十七の二に第七十八条 法第十八条第一項第一号、第二号又は第四号の規定

# 納付方法等)(特許庁以外の条約に規定する国際調査機関に対する手数料の

その振込みを証明する書面を、特許庁長官に対し、提出するこ、特許庁長官が告示する口座に当該手数料を振り込み、かつ、第七十八条の二(法第十八条第二項の規定による手数料の納付は)

は、特許庁長官が認めるときは、省略することができる。とにより行わなければならない。なお、振込みを証明する書面

2 (略)

金額)(特許庁以外の条約に規定する国際調査機関に対する手数料の(

<sup>区置)</sup> (特許庁以外の条約に規定する国際調査機関に対する手数料の

り納付された手数料を出願人の請求により返還する。際出願の取下げがされたときは、法第十八条第三項の規定によくは取り下げられたものとみなす旨の決定がされ、又は当該国該国際出願について法第四条の規定による認定がされず、若し第七十八条の四「調査用写しが国際調査機関に送付される前に当

(国際事務局に対する手数料の納付方法等)

する書面は、特許庁長官が認めるときは、省略することができ出することにより行わなければならない。なお、振込みを証明、かつ、その振込みを証明する書面を、特許庁長官に対し、提許庁長官が告示する国際事務局の口座に当該手数料を振り込み第七十九条 法第十八条第四項の規定による手数料の納付は、特

は、特許庁長官が認めるときは、省略することができる。とにより行わなければならない。なお、振込みを証明する書

2 (略)

(特許庁以外の条約に規定する国際調査機関に対する手数料の

金額とする。 額として特許庁長官が国際事務局との合意に基づいて告示するに基づき要求する調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金は、特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が規則6aの規第七十八条の三 法第十八条第二項の経済産業省令で定める金額

返還)(特許庁以外の条約に規定する国際調査機関に対する手数料の(

り納付された手数料を出願人の請求により返還する。際出願の取下げがされたときは、法第十八条第二項の規定によくは取り下げられたものとみなす旨の決定がされ、又は当該国該国際出願について法第四条の規定による認定がされず、若し第七十八条の四(調査用写しが国際調査機関に送付される前に当

(国際事務局に対する手数料の納付方法等)

する書面は、特許庁長官が認めるときは、省略することができ出することにより行わなければならない。なお、振込みを証明、かつ、その振込みを証明する書面を、特許庁長官に対し、提許庁長官が告示する国際事務局の口座に当該手数料を振り込み第七十九条 法第十八条第三項の規定による手数料の納付は、特

ಠ್ಠ

2 (略)

( 国際事務局に対する手数料の金額)

第八十条 の各号に掲げる者ごとに当該各号に掲げる金額とする。 法第十八条第四項の経済産業省令で定める金額は、 次

る金額を減額をした金額 めるところにより算定した金額からそれぞれ口又は八に定め 法第十八条第二項の表一の項及び二の項の中欄に掲げる者 次のイに定めるところにより算定した国際出願手数料の金 ただし、次の口又は八に該当する場合には、当該イに定

(略)

者が、 の金額として特許庁長官が国際事務局との合意に基づいて 提出した場合には、 告示する金額 法第十八条第二項の表一の項及び二の項の中欄に掲げる 第十六条第一項に規定する方式に従つて作成した願 第十四条第三項に規定する磁気ディスクを添付して 百スイス・フランに相当する本邦通貨

(略)

際事務局との合意に基づいて告示する金額 ス・フランに相当する本邦通貨の金額として特許庁長官が国 法第十八条第二項の表三の項の中欄に掲げる者 二百スイ

ಠ್ಠ

2 (略)

(国際事務局に対する手数料の金額

第八十条 法第十八条第三項の経済産業省令で定める金額は、 の各号に掲げる者ごとに当該各号に掲げる金額とする。

次

額をした金額 により算定した金額からそれぞれロ又は八に定める金額を減 定めるところにより算定した国際出願手数料の金額。 次の口又は八に該当する場合には、当該イに定めるところ 法第十八条第一項第一号及び第二号に掲げる者 次のイに ただし

(略)

金額として特許庁長官が国際事務局との合意に基づいて告 出した場合には、百スイス・フランに相当する本邦通貨の 四条第三項に規定するフレキシブルディスクを添付して提 示する金額 六条第一項に規定する方式に従つて作成した願書に、 法第十八条第一項第一号及び第二号に掲げる者が、 第十

八 (略)

二 法第十八条第一項第四号に掲げる者 二百スイス・フラン の合意に基づいて告示する金額 に相当する本邦通貨の金額として特許庁長官が国際事務局と

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則(平成二年通商産業省令第四十一号)(第十条関係)

改正案	現
(識別番号の付与)	(識別番号の付与)
第三条 (略)	第三条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 特許庁長官は、次の各号に掲げる手続 (別表第一の第二欄に	3 特許庁長官は、次の各号に掲げる手続(別表第一の第二欄に
掲げる手続及びこれらに係る手続(平成十二年一月一日以後に	掲げる手続及びこれらに係る手続(平成十二年一月一日以後に
拒絶査定等に対する審判を請求した事件が特許庁に係属してい	拒絶査定等に対する審判を請求した事件が特許庁に係属してい
る場合にする手続を除く。)を除く。)をした者 (第一号から	る場合にする手続を除く。)を除く。)をした者 (第一号から
第八号までに掲げる手続をした者の代理人を含む。)、第六条	第八号までに掲げる手続をした者の代理人を含む。)、第六条
第一項の包括委任状に係る代理人、第四十一条第一項の規定に	第一項の包括委任状に係る代理人、第四十一条第一項の規定に
よる届出に係る代理人、特許法施行規則第九条の二 (実用新案	よる届出に係る代理人、特許法施行規則第九条の二 (実用新案
法施行規則第二十三条第一項、意匠法施行規則第十九条第一項	法施行規則第二十三条第一項、意匠法施行規則第十九条第一項
及び商標法施行規則第二十二条第一項において準用する場合を	及び商標法施行規則第二十二条第一項において準用する場合を
含む。)の規定による選任の届出に係る代理人(第一号から第	含む。)の規定による選任の届出に係る代理人(第一号から第
五号まで、第七号及び第八号に掲げる手続 ( 別表第一の第二欄	五号まで、第七号及び第八号に掲げる手続 ( 別表第一の第二欄
に掲げる手続を除く。) をした者の代理人に限る。次条におい	に掲げる手続を除く。)をした者の代理人に限る。次条におい
て同じ。)、大学等における技術に関する研究成果の民間事業	て同じ。)、大学等における技術に関する研究成果の民間事業
者への移転の促進に関する法律 (平成十年法律第五十二号)第	者への移転の促進に関する法律 (平成十年法律第五十二号。以
四条第四項の規定による公表に係る承認事業者及び同法第十二	下「大学等技術移転促進法」という。)第四条第四項の規定に
条第三項 (同法第十三条第二項 において準用する場合を含む)	よる公表に係る承認事業者及び同法第十二条第三項 (同法第十
。)の規定による通知に係る認定事業者に識別番号を付与し、	三条第二項 において準用する場合を含む。) の規定による通
これを通知するものとする。 ただし、既に識別番号の付与を受	知に係る認定事業者に識別番号を付与し、これを通知するもの
けている者については、この限りでない。	とする。ただし、既に識別番号の付与を受けている者について┃

# | ~ 十三 (略)

# (氏名変更届等の様式等)

### 第四条 (略)

更の内容が同一の場合に限り、一の書面ですることができる。願に係る特許を受ける権利を有する者と同一であり、かつ、変項の届出をした者が登録名義人又は仮専用実施権に係る特許出の項において同じ。)又は仮専用実施権に係る特許出願に係るが権者、実用新案権者、意匠権者及び商標権者に限る。以下こ2 前項の届出 (代理人に係るものを除く。)と登録名義人 (特

### 3 (略)

及び同法附則第二十七条第二項(同法附則第二十三条において、、特許法第十七条第二項若しくは第三項(法第四十一条第二項、、特許法第十七条第一項若しくは第三項(法第四十一条第以下「国際出願法」という。)を納付する場合に限る。)、第四早に係る手数料」という。)を納付する場合に限る。)、第四以下「国際出願法」という。)第八条第四項、第十二条第三項以下「国際出願等に関する法律(昭和五十三年法律第三十号。第六条 特定手続(第十条第五号、第四十三号(特許協力条約に (包括委任状)

一~十三 (略)は、この限りでない。

# (氏名変更届等の様式等)

## 第四条 (略)

2

### 3 (略)

(包括委任状

二十七条第二項(同法附則第二十三条において準用する場合を、以下「国際出願法」という。)を納付する場合に限る。)、第四十八号及び第五十九号までに掲げる手続を除く。)、特許法第大出第十八条第一項の手数料(以下「国際出願等に係る手数料又は第十八条第一項の手数料(以下「国際出願等に係る手数料以下「国際出願法」という。)第八条第四項、第十二条第三項以下「国際出願等に関する法律(昭和五十三号(特許協力条約に第六条 特定手続(第十条第五号、第四十三号(特許協力条約に

準用する場合を含む。 正の補正(第十条第五十二号に掲げるものを除く。)又は第十 号まで及び第六十一号に掲げる手続の補正若しくはこれらの補 を意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項 ( 同法第六 くは特許法第百三十三条第一項若しくは第二項 (これらの規定 括委任状」という。)を援用してすることができる。 条第一項の規定による証明については、あらかじめ特許庁長官 第二十二条第一項において準用する場合を含む。) 若しくは前 条第一項、 第四条の三(第五条の二第二項、 九条第一項の規定による物件の提出をする際の特許法施行規則 ものを除く。)から第四十七号まで、第四十九号から第五十一 による第十条第一号から第四号まで、第六号から第四十二号ま の三又は商標法第六十八条の四十若しくは同法附則第二十四条 二第一項若しくは第四項若しくは第六条の二、意匠法第六十条 十七条第一項(同法附則第二十三条において準用する場合を含 十八条第四項において準用する場合を含む。) 及び同法附則第 に提出した事件を特定しない代理権を証明する書面 (同法附則第二十三条において準用する場合を含む。) の規定 )において準用する場合を含む。)、実用新案法第二条の 第四十三号 (国際出願等に係る手数料の納付の申出に係る 意匠法施行規則第十九条第一項及び商標法施行規則 )において準用する場合を含む。 実用新案法施行規則第二十三 (以下「包 ) 若し

2~4 (略)

(特定手続の指定)

げる手続 ( 別表第一の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る同第十条 法第三条第一項の経済産業省令で定める手続は、次に掲

う。) を援用してすることができる。 を特定しない代理権を証明する書面(以下「包括委任状」とい による証明については、あらかじめ特許庁長官に提出した事件 項において準用する場合を含む。) 若しくは前条第一項の規定 法施行規則第十九条第一項及び商標法施行規則第二十二条第 五条の二第二項、実用新案法施行規則第二十三条第一項、 から第四十七号まで、第四十九号から第五十一号まで及び第六 準用する場合を含む。)、実用新案法第二条の二第一項若しく 同法附則第二十三条において準用する場合を含む。) において おいて準用する場合を含む。)及び同法附則第十七条第一項( 定による物件の提出をする際の特許法施行規則第四条の三(第 条第五十二号に掲げるものを除く。) 又は第十九条第一項の規 十一号に掲げる手続の補正若しくはこれらの補正の補正(第十 十三条において準用する場合を含む。) の規定による第十条第 第六十八条の四十若しくは同法附則第二十四条 ( 同法附則第二 は第四項若しくは第六条の二、意匠法第六十条の三又は商標法 三十三条第一項若しくは第二項 ( これらの規定を意匠法第五十 |条並びに商標法第五十六条第一項 ( 同法第六十八条第四項に ( 国際出願等に係る手数料の納付の申出に係るものを除く。 一号から第四号まで、第六号から第四十二号まで、第四十三号 )において準用する場合を含む。)若しくは特許法第百

2~4 (略)

(特定手続の指定)

げる手続 (別表第一の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る同年) 第十条 法第三条第一項の経済産業省令で定める手続は、次に掲

でする手続を除く。以下「特定手続」という。)とする。 表の第三欄に掲げる手続並びに在外者が特許管理人によらない

| 〜 六 (略)

文の提出 特許法第三十六条の二第二項又は第四項の規定による翻訳

項(実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む て準用する場合を含む。)の規定による特許法第三十条第二 特許法第三十条第三項(実用新案法第十一条第一項におい )の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面の提出

九~二十六 (略)

二十七 拒絶査定等に対する審判に係る手続であって、次に掲 っては、 げるもの(八からリまで及びヲからツまでに掲げるものにあ 証拠保全に係るものを除く。)

イーヌ (略)

て準用する場合を含む。)の規定による審理の再開の申立 標法第五十六条第一項及び同法附則第十七条第一項におい 特許法第百五十六条第三項 (意匠法第五十二条並びに商

条第八項及び商標法施行規則第二十二条第六項において準 用する場合を含む。)の規定による証拠説明書の提出 特許法施行規則第五十条第三項 ( 意匠法施行規則第十九 特許法施行規則第五十一条第一項 ( 意匠法施行規則第十

ワ

準用する場合を含む。 ) の規定による書面の提出 特許法施行規則第五十八条の二第一項 ( 意匠法施行規則

九条第八項及び商標法施行規則第二十二条第六項において

でする手続を除く。以下「特定手続」という。)とする。 表の第三欄に掲げる手続並びに在外者が特許管理人によらない

| 一 六 (略)

特許法第三十六条の二第二項の規定による翻訳文の提出

る旨を記載した書面の提出 おいて準用する場合を含む。 項又は第三項(これらの規定を実用新案法第十一条第一項に て準用する場合を含む。)の規定による特許法第三十条第 特許法第三十条第四項(実用新案法第十一条第一項におい ) の規定の適用を受けようとす

九~二十六 (略)

二十七 拒絶査定等に対する審判に係る手続であって、 っては、証拠保全に係るものを除く。) げるもの ( 八からリまで及びヲからツまでに掲げるものにあ 次に掲

イ マ ヌ (略)

て準用する場合を含む。)の規定による審理の再開の申立 標法第五十六条第一項及び同法附則第十七条第一項におい 特許法第百五十六条第二項 ( 意匠法第五十二条並びに

条第七項及び商標法施行規則第二十二条第八項において準 用する場合を含む。)の規定による証拠説明書の提出 特許法施行規則第五十条第三項 ( 意匠法施行規則第十九

ワ カ 準用する場合を含む。)の規定による書面の提出 九条第七項及び商標法施行規則第二十二条第八項において 特許法施行規則第五十一条第一項 ( 意匠法施行規則第十 特許法施行規則第五十八条の二第一項 ( 意匠法施行規則

いて準用する場合を含む。) の規定による尋問事項書の提 第十九条第八項及び商標法施行規則第二十二条第六項にお

則第十九条第八項及び商標法施行規則第二十二条第六項に おいて準用する場合を含む。) の規定による書面 特許法施行規則第五十八条の十七第一項 ( 意匠法施行規 特許法施行規則第六十条第一項 ( 意匠法施行規則第十九 の提出

用する場合を含む。) の規定による鑑定の申出 条第八項及び商標法施行規則第二十二条第六項において準

載した書面の提出 用する場合を含む。 条第八項及び商標法施行規則第二十二条第六項において準 特許法施行規則第六十条第一項 ( 意匠法施行規則第十九 )の規定による鑑定を求める事項を記

準用する場合を含む。) の規定による書面の提出 九条第八項及び商標法施行規則第二十二条第六項において 特許法施行規則第六十一条の十一(意匠法施行規則第十

準用する場合を含む。) の規定による検証の申出 九条第八項及び商標法施行規則第二十二条第六項において 特許法施行規則第六十二条第一項 ( 意匠法施行規則第十

二十八(特許法第百八十四条の四第一項、 四項の規定による翻訳文の提出 項又は実用新案法第四十八条の四第一項、 第二項若しくは第四 第二項若しくは第

八条の四第六項の規定による補正後の請求の範囲の翻訳文の 特許法第百八十四条の四第六項又は実用新案法第四十

三十~三十四 略

> いて準用する場合を含む。) の規定による尋問事項書の提 第十九条第七項及び商標法施行規則第二十二条第八項にお

おいて準用する場合を含む。)の規定による書面の提出 則第十九条第七項及び商標法施行規則第二十二条第八項 特許法施行規則第六十条第一項 ( 意匠法施行規則第十九 特許法施行規則第五十八条の十七第一項 ( 意匠法施行規

条第七項及び商標法施行規則第二十二条第八項において準 用する場合を含む。)の規定による鑑定の申出

載した書面の提出 用する場合を含む。 条第七項及び商標法施行規則第二十二条第八項において準 特許法施行規則第六十条第一項 ( 意匠法施行規則第十九 )の規定による鑑定を求める事項を記

準用する場合を含む。)の規定による書面の提出 九条第七項及び商標法施行規則第二十二条第八項におい 特許法施行規則第六十一条の十一(意匠法施行規則第十

ツ 準用する場合を含む。)の規定による検証の申出 九条第七項及び商標法施行規則第二十二条第八項におい 特許法施行規則第六十二条第一項 ( 意匠法施行規則第十

二十八 特許法第百八十四条の四第一項若しくは第二項又は実 翻訳文の提出 用新案法第四十八条の四第一項若しくは第二項の規定による

|十九||特許法第百八十四条の四第四項又は実用新案法第四十 八条の四第四項の規定による補正後の請求の範囲の翻訳文の

三十~三十四 (略)

旨を記載した書面の提出
いて準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとするよる特許法第三十条第二項(実用新案法第十一条第一項におい条の十六第六項において準用する場合を含む。)の規定に第六項並びに実用新案法第四十八条の十五第三項及び第四十三十五 特許法第百八十四条の十四(同法第百八十四条の二十三十五

の請求三十六(実用新案法第四十八条の四第六項に規定する国内処理)

三十七~三十八 (略)

くは同法附則第七条の規定により指定された期間に限る。)
 は商標法第十五条第二項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)の規度によ第六十八条第一項(同法附則第二十三条において準局法附則第二十七条第一項(同法附則第二十三条において準高に法第六十八条第一項が(同法附則第二十三条において準高に法第六十八条第一項が(同法附則第二十三条において準高に法第六十八条第一項が(同法附則第二十三条において準高に法第六十八条第一項が(同法附則第二十三条において準高に法第六十八条第一項が(同法附則第二十三条において準高に法第六条第一項(同法附則第二十三条において準高に法第六十八条第一項が(同法附則第二十三条において準

四十一六十一 (略)

の延長の請求

合の手続等) (発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場

第十二条 電子情報処理組織を使用して又は第二十五条の規定に

用を受けようとする旨を記載した書面の提出新案法第十一条において準用する場合を含む。)の規定の適い条の十六第六項において準用する場合を含む。)の規定に別条の十六第六項において準用する場合を含む。)の規定に第六項並びに実用新案法第四十八条の十五第三項及び第四十三十五 特許法第百八十四条の十四(同法第百八十四条の二十三十五 特許法第百八十四条の十四(同法第百八十四条の二十

三十六 実用新案法第四十八条の四第四項に規定する国内処理

三十七~三十八(略)の請求

三十九 特許法第五条第一項(実用新案法第二条の五第一項、 の延長の請求 の延長の請求 三十九 特許法第五条第一項(実用新案法第十八条第一項並びに商標法第七十七条第一項(同法附則第二十七条第二項、 は商標法第十三条第二項(同法附則第二十三条において準 による期間(特許法第三十九条第七項(同法第三十四条第 による期間(特許法第三十九条第七項(同法第三十四条第 による期間(特許法第三十九条第七項(同法第三十四条第 による期間(特許法第三十九条第七項(同法第三十四条第 による期間(特許法第一項(同法附則第二十三条において準 は商標法第八条第一項並びに商標法第七十七条第一項及び の延長の請求

四十一六十一 (略)

合の手続等) (発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場

第十二条 電子情報処理組織を使用して又は第二十五条の規定に

第十条第八号に規 手続の区分 略) 特許法第三十条第三項 とする旨を記載した書 規定の適用を受けよう する場合を含む。)の 条第一項において準用 条第二項 (これらの規 る場合を含む。 第一項において準用す 定を実用新案法第十一 定による特許法第三十 ( 実用新案法第十一条 書 面 ) の 規

とする旨

の適用を受けよう を含む。)の規定 いて準用する場合 十一条第一項にお 定を実用新案法第

||項 (これらの規 特許法第三十条第

記載事項

に同表の下欄に掲げる記載事項その他必要な事項を記録しなけ 標登録出願若しくは防護標章登録出願の願書又は登録料納付書 上欄に掲げる手続の区分に応じ、同表の中欄に掲げる書面の提 よる磁気ディスクの提出により特定手続を行う者は、次の表の 実用新案登録出願、意匠登録出願、商 標登録出願若しくは防護標章登録出願の願書又は登録料納付書 出に代えて、特許出願、実用新案登録出願、 上欄に掲げる手続の区分に応じ、同表の中欄に掲げる書面の提 よる磁気ディスクの提出により特定手続を行う者は、 ればならない。 に同表の下欄に掲げる記載事項その他必要な事項を記録しなけ

意匠登録出願<sup>、</sup>

次の表の

出に代えて、特許出願、

ればならない。

		(略)
の規定の適用である場合を含む	記載した書面 これらの規定を実用新 会む。)の規定の適用 を受けようとする旨を を受けようとする場合を を受けようとする場合を を受けようとする場合を	
第一項において準用新案法第三十条第一項又は第三項(中項)	定による特許法第三十 第一項において準用す (実用新案法第十一条 特許法第三十条第四項	定する手続第十条第八号に規
記載事項	書面	手続の区分

物件の提出)

物件の提出

に提出しなければならない。に規定する事項の入力の後第二十条で定める期間内に、特許庁すべきものとされている次に掲げる物件を、第十条の二第一項許等関係法令の規定により当該特定手続に際して特許庁に提出界十九条 電子情報処理組織を使用して特定手続を行う者は、特

### ~七 (略)

### 十 (略)

新案法施行規則第二十三条第二項において準用する場合を含十一 特許法施行規則第二十七条の五第二項及び第三項(実用

に提出しなければならない。
に規定する事項の入力の後第二十条で定める期間内に、特許庁すべきものとされている次に掲げる物件を、第十条の二第一項許等関係法令の規定により当該特定手続に際して特許庁に提出第十九条 電子情報処理組織を使用して特定手続を行う者は、特

### |〜七 (略)

ことを証明する書面 一十三条第四項、意匠法施行規則第二十二条第四項において準用する場合を含む。)の定めがあること、又は民法(明治二十九年法第三項において準用する場合を含む。)において準用する場の規定により提出すべき届出人の権利について持分の定めがの規定により提出すべき届出人の権利について持分の定めがの規定により提出すべき届出人の権利について持分の定めがの規定により提出すべき届出人の権利について持分の定めがに、 二十三条第四項、意匠法施行規則第二十九条第三項及び商標法 三十三条第四項、意匠法施行規則第二十九条第三項(実用新案法施行規則第二十七条第一項(実用新案法施行規則第二

### 十(略)

新案法施行規則第二十三条第四項において準用する場合を含一、特許法施行規則第二十七条の五第二項及び第三項(実用

より提出すべき磁気ディスクむ。)又は国際出願法施行規則第五十条の三第二項の規定にむ。)

十二・十三 (略)

十五~十八 (略) する場合を含む。)の規定により提出すべき証拠物件 | 条第八項及び商標法施行規則第二十二条第六項において準用十四 | 特許法施行規則第五十条第一項(意匠法施行規則第十九

2~4 (略)

( 塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等の特例)

第十九条の二 特許法施行規則第二十七条の五第一項 (実用新案 作成し、 項として所定の様式により電子計算機から入力することにより 規則第十七条の規定に基づき当該配列表を明細書に記載する事 業規格X〇二〇八号」という。) に定める文字コードを用いて 基準に従って工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号) をする場合であって、その配列表を特許庁長官の定める技術的 十九条の二において同じ。) に規定する配列表についての補正 施行規則第二十三条第二項において準用する場合を含む。第二 際出願又は特許法施行規則第二十七条の五第三項 ( 実用新案法 法施行規則第二十三条第二項において準用する場合を含む。 に基づく日本工業規格 (以下「日本工業規格」という。) X〇 五十条の三第一項に規定する配列表を含む特許出願若しくは国 二〇八号(平成九年)(情報交換用漢字符号系。以下「日本工 二十九条の二において同じ。) 若しくは国際出願法施行規則第 出するときは、 かつ、特許法施行規則第二十四条又は国際出願法施行 前条第一項の規定にかかわらず、同項第十 第

より提出すべき磁気ディスクむ。) 又は国際出願法施行規則第五十条の三第二項の規定に

十二・十三 (略)

する場合を含む。)の規定により提出すべき証拠物件条第七項及び商標法施行規則第二十二条第八項において準用十四 特許法施行規則第五十条第一項 (意匠法施行規則第十九

十五~十八 (略)

2~4(略)

(塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等の特例

第十九条の二 特許法施行規則第二十七条の五第一項 (実用新 提出するときは、 項として所定の様式により電子計算機から入力することにより 規則第十七条の規定に基づき当該配列表を明細書に記載する事 作成し、かつ、特許法施行規則第二十四条又は国際出願法施行 基準に従って工業標準化法 (昭和二十四年法律第百八十五号) 十九条の二において同じ。) に規定する配列表についての補正 施行規則第二十三条第四項において準用する場合を含む。 際出願又は特許法施行規則第二十七条の五第三項(実用新案法 業規格X〇二〇八号」という。) に定める文字コードを用いて をする場合であって、その配列表を特許庁長官の定める技術的 五十条の三第一項に規定する配列表を含む特許出願若しくは国 法施行規則第二十三条第四項において準用する場合を含む。 に基づく日本工業規格 (以下「日本工業規格」という。) X〇 |〇八号 ( 平成九年 ) ( 情報交換用漢字符号系。以下「日本T |十九条の二において同じ。) 若しくは国際出願法施行規則第 前条第 一項の規定にかかわらず、 同項第十 第

号に掲げる磁気ディスクを提出することを要しない。

# (特定処分等の指定)

のとする。 より文書をもって行うものとされている行為は、次に掲げるもは判定又は審判に関する記録その他の特許等関係法令の規定に第二十三条 法第四条第一項の経済産業省令で定める処分若しく

るものを除く。)の却下の処分 事件が特許庁に係属している場合にする手続を除く。)に係 成十二年一月一日以後に拒絶査定等に対する審判を請求した による次に掲げる手続(別表第一の第二欄に掲げる手続(平 による次に掲げる手続(別表第一の第二欄に掲げる手続(平 による次に掲げる手続(別表第一の第二欄に掲げる手続(平 によ第二十七条第二項(同法附則第二十七条第二項及び同 医法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同 を含む。)の却下の処分

### ---八 (略)

ことを証明する書面の提出て準用する場合を含む。)に規定する発明又は考案である第二項(これらの規定を実用新案法第十一条第一項においいて準用する場合を含む。)の規定による特許法第三十条一特許法第三十条第三項(実用新案法第十一条第一項にお

### か・へ (略)

準用する場合を含む。)、意匠法第九条第四項又は商標法第十三条第二項において準用する場合を含む。)において新案法第十一条第二項、意匠法第十五条第二項及び商標法ト 特許法第三十九条第六項(同法第三十四条第七項(実用

号に掲げる磁気ディスクを提出することを要しない

# (特定処分等の指定)

より文書をもって行うものとされている行為は、次に掲げるもは判定又は審判に関する記録その他の特許等関係法令の規定に第二十三条 法第四条第一項の経済産業省令で定める処分若しく

のとする。

るものを除く。)の却下の処分 事件が特許庁に係属している場合にする手続を除く。)に係成十二年一月一日以後に拒絶査定等に対する審判を請求したによる次に掲げる手続(別表第一の第二欄に掲げる手続(平する場合を含む。)において準用する場合を含む。)の規定法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同時計法第十三条第四項(実用新案法第二条の五第二項、意

### イ~ハ (略)

考案であることを証明する書面の提出「項において準用する場合を含む。)に規定する発明又は第一項又は第三項(これらの規定を実用新案法第十一条第いて準用する場合を含む。)の規定による特許法第三十条二 特許法第三十条第四項(実用新案法第十一条第一項にお

### ホ・へ (略)

準用する場合を含む。)、意匠法第九条第五項又は商標法第十三条第二項において準用する場合を含む。)において新案法第十一条第二項、意匠法第十五条第二項及び商標法ト 特許法第三十九条第七項(同法第三十四条第七項(実用

# 第八条第四項の規定による届出

#### チ (略)

第十一条第一項において準用する場合を含む。) に規定す る発明又は考案であることを証明する書面の提出 八条の十六第六項において準用する場合を含む。) の規定 による特許法第三十条第二項 ( これらの規定を実用新案法 六項並びに実用新案法第四十八条の十五第三項及び第四十 特許法第百八十四条の十四 (同法第百八十四条の二十第

### (略)

#### <u>-</u> -九 (略)

# 特定通知等の指定

第二十三条の四 る手続に係る同表の第四欄に掲げる通知又は命令を除く。)と は命令は、次に掲げる通知又は命令 (別表第一の第二欄に掲げ 法第五条第一項の経済産業省令で定める通知又

#### \_ 四 (略

係るものに限る。 四項の規定による命令 (審査又は拒絶査定等に対する審判に る場合を含む。)、意匠法第九条第四項又は商標法第八条第 三条第二項において準用する場合を含む。) において準用す 案法第十一条第二項、意匠法第十五条第二項及び商標法第十 特許法第三十九条第六項 (同法第三十四条第七項 (実用新

# 六~十二 (略)

標法第五十六条第一項及び同法附則第十七条第一項において十三 特許法第百三十七条第一項(意匠法第五十二条並びに商

# 第八条第四項の規定による届出

### チ

IJ )に規定する発明又は考案であることを証明する書面の提 実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。 による特許法第三十条第一項又は第三項 (これらの規定を 八条の十六第六項において準用する場合を含む。)の規定 六項並びに実用新案法第四十八条の十五第三項及び第四十 特許法第百八十四条の十四 (同法第百八十四条の二十第

### ヌ~ヨ (略)

#### (略)

# (特定通知等の指定)

第二十三条の四 法第五条第一項の経済産業省令で定める通知又 する。 る手続に係る同表の第四欄に掲げる通知又は命令を除く。)と は命令は、次に掲げる通知又は命令(別表第一の第二欄に掲げ

#### \_ { 四 (略)

係るものに限る。 四項の規定による命令(審査又は拒絶査定等に対する審判に る場合を含む。)、意匠法第九条第五項又は商標法第八条第 三条第二項において準用する場合を含む。)において準用す 案法第十一条第二項、意匠法第十五条第二項及び商標法第十 特許法第三十九条第七項(同法第三十四条第七項(実用)

## 六~十二 (略)

十三 特許法第百三十七条第一項 ( 意匠法第五十二条並びに商 標法第五十六条第一項及び同法附則第十七条第一 項において

)に規定する指定又は変更の通知(拒絶査定等に対する審判法施行規則第二十二条第六項において準用する場合を含む。第四十八条第二項(意匠法施行規則第十九条第八項及び商標による審判官又は審判書記官の指定に関する特許法施行規則附則第十七条第一項において準用する場合を含む。)の規定附則第十七条第一項において準用する場合を含む。)の規定率用する場合を含む。)又は特許法第百四十四条の二第一項

十四~二十六 (略)

に係るものに限る。

(指定特定手続以外の指定特定手続等の指定)

行の日前にされたものを除く。)とする。 行の日前にされたものを除く。)とする。 行の日前にされたものを除く。)とする。 行の日前にされたものを除く。)とする。 行の日前にされたものを除く。)とする。 第二十五号まで及び第三十四号に掲げる手続であって法の施 ら第二十五号まで及び第三十四号に掲げる手続であまに係属している場合にする手続を除く。)並びに第六号、第七 に係属している場合にする手続を除く。)並びに第六号、第七 に係属している場合にする手続を除く。)並びに第六号、第二十二号、第十一号、第十二号、第十十一号、第二十二号、第二十四条の二 法第八条第一項の経済産業省令で定める手続は第三十四条の二 法第八条第一項の経済産業省令で定める手続は

·二 (略)

四 特許法第三十九条第六項、意匠法第九条第四項又は商標法の例外の規定の適用を受けるための証明書の提出て準用する場合を含む。)の規定による発明の新規性の喪失ニ 特許法第三十条第三項(実用新案法第十一条第一項におい

に係るものに限る。) とはいるものに限る。) とはいるものに限る。) とはいるものに限る。) に規定する指定又は変更の通知(拒絶査定等に対する審判による審判官又は審判書記官の指定に関する特許法施行規則による審判官又は審判書記官の指定に関する特許法施行規則による審判官又は審判書記官の指定に関する特許法施行規則による審判官又は審判書記官の指定に関する場合を含む。)の規定に係るものに限る。) 又は特許法第百四十四条の二第一項準用する場合を含む。) 又は特許法第百四十四条の二第一項

十四~二十六 (略)

行の日前にされたものを除く。)とする。 (指定特定手続以外の指定特定手続等の指定) (指定特定手続以外の指定特定手続等の指定)

一・二 (略)

四 特許法第三十九条第七項、意匠法第九条第五項又は商標法の例外の規定の適用を受けるための証明書の提出て準用する場合を含む。)の規定による発明の新規性の喪失三 特許法第三十条第四項(実用新案法第十一条第一項におい

第八条第四項の規定による協議の結果の届出

五~三十四

(略

(削る)

五~三十四 第八条第四項の規定による協議の結果の届出 (略)

( 閲覧等の制限の例外に係る証明書の提出)

第三十四条の七 ばならない。 を有する部分について請求するときは、 施権又は仮通常実施権について利害関係を有する者が利害関係 組織を使用して行う閲覧を請求する場合において、 において準用する特許法第百八十六条第三項に規定する通常実 に規定する場合に該当することを証明する書面を提出しなけれ 法第十二条第一 項の規定により、 特許法施行令第十九条 電子情報処理 同条第三項

用する。 記録されている事項を記載した書類の交付を請求する場合に準 前項の規定は、 法第十二条第二項の規定により、 ファイルに

2

(工業所有権の手数料等を現金により納付できる場合)

第四十一条の八 特許法第百七条第五項ただし書、第百十二条第

(工業所有権の手数料等を現金により納付できる場合)

二項ただし書若しくは第百九十五条第八項ただし書 (国際出願

おいて準用する場合を含む。)、実用新案法第三十一条第五項 法第十八条第五項及び国際出願法施行規則第八十二条第二項に

第三十三条第三項ただし書若しくは第五十四条第七 意匠法第四十二条第五項ただし書、第四十四条第

第四十一条の八 特許法第百七条第五項ただし書、第百十二条第 る経済産業省令で定める場合は、 三項ただし書若しくは第六十七条第六項ただし書、 項ただし書、意匠法第四十二条第五項ただし書、 おいて準用する場合を含む。)、実用新案法第三十一条第五項 十六条第六項ただし書又は法第四十条第六項ただし書に規定す 十条第六項ただし書、第四十三条第四項ただし書若しくは第七 ただし書、第三十三条第三項ただし書若しくは第五十四条第七 法第十八条第四項及び国際出願法施行規則第八十二条第二項に 三項ただし書若しくは第百九十五条第八項ただし書 (国際出願 現金手続省令第一 第四十四条第 商標法第四

十条第六項ただし書、第四十三条第四項ただし書若しくは第七

三項ただし書若しくは第六十七条第六項ただし書、商標法第四

る経済産業省令で定める場合は、現金手続省令第一条第一項に 十六条第六項ただし書又は法第四十条第六項ただし書に規定す 項ただし書、 ただし書、

規定する場合のほか、 ている場合とする。 第三条の規定により識別番号が付与され

2 (略)

電子情報処理組織による現金の納付方法

第四十一条の九 別番号を付与された者(その者の代理人を含む。 等の納付に係る書類に記載しなければならない する歳入代理店をいう。) をいう。) に納付することができる る特別取扱手続 (昭和二十四年大蔵省令第百号)第一条に規定 工業所有権の手数料等」という。)を電子情報処理組織を使用 工業所有権に関する事務に係る手数料(以下「現金納付に係る 国際出願法施行規則第八十二条第一項に規定する手数料その他 くは第十八条第一項若しくは第二項に規定する手数料若しくは 定する手数料、国際出願法第八条第四項、第十二条第三項若し 第一項若しくは第二項に規定する手数料、商標法第七十六条第 条第一項若しくは第二項に規定する手数料、意匠法第六十七条 五条第一項から第三項に規定する手数料、実用新案法第五十四 」という。 金納付に係る特許料等又は現金納付に係る工業所有権の手数料 して特許庁長官から得た納付情報により、日本銀行 (本店、支 項若しくは第二項に規定する手数料、法第四十条第一項に規 この場合において、 代理店又は歳入代理店 (日本銀行の歳入金等の受入に関す لز ن 第三条又は現金手続省令第二条の規定により識 現金納付に係る特許料等又は特許法第百九十 納付者は、 納付情報のうち納付番号を現 以下「納付者

> 規定する場合のほか、 ている場合とする。 第三条の規定により識別番号が付与され

2

(電子情報処理組織による現金の納付方法

第四十一条の九 をいう。)をいう。)に納付することができる。この場合にお 歳入代理店 (日本銀行の歳入金等の受入に関する特別取扱手続 数料等」という。) を電子情報処理組織を使用して特許庁長官 する事務に係る手数料 (以下「現金納付に係る工業所有権の手 規則第八十二条第一項に規定する手数料その他工業所有権に関 くは第十八条第一項に規定する手数料若しくは国際出願法施行 条第一項若しくは第二項に規定する手数料、意匠法第六十七条 」という。) は、現金納付に係る特許料等又は特許法第百九十 別番号を付与された者(その者の代理人を含む。 書類に記載しなければならない 許料等又は現金納付に係る工業所有権の手数料等の納付に係る いて、納付者は、納付情報のうち納付番号を現金納付に係る特 から得た納付情報により、日本銀行(本店、支店、代理店又は 定する手数料、国際出願法第八条第四項、 第一項若しくは第二項に規定する手数料、商標法第七十六条第 五条第一項から第三項に規定する手数料、実用新案法第五十四 (昭和二十四年大蔵省令第百号)第一条に規定する歳入代理店 項若しくは第二項に規定する手数料、法第四十条第一項に規 第三条又は現金手続省令第二条の規定により識 第十二条第三項若し 以下「納付者

工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令(平成八年通商産業省令第六十四号)(第十一条関係)

号が付与されている場合とする。	号が付与されている場合とする。
済産業省令で定める場合は、第二条第二項の規定により識別番	済産業省令で定める場合は、第二条第二項の規定により識別番
書の規定(以下「現金納付関連規定」という。)に規定する経	書の規定(以下「現金納付関連規定」という。)に規定する経
)   律第三十号。以下「特例法」という。) 第四十条第六項ただし	律第三十号。以下「特例法」という。) 第四十条第六項ただし
( ) は工業所有権に関する手続等の特例に関する法律 ( 平成二年法	は工業所有権に関する手続等の特例に関する法律 (平成二年法
( 四十三条第四項ただし書若しくは第七十六条第六項ただし書又	四十三条第四項ただし書若しくは第七十六条第六項ただし書又
昭和三十四年法律第百二十七号) 第四十条第六項ただし書、第	昭和三十四年法律第百二十七号)第四十条第六項ただし書、第
第三項ただし書若しくは第六十七条第六項ただし書、商標法 (	第三項ただし書若しくは第六十七条第六項ただし書、商標法 (
年法律第百二十五号)第四十二条第五項ただし書、第四十四条	年法律第百二十五号)第四十二条第五項ただし書、第四十四条
	し書若しくは第五十四条第七項ただし書、意匠法 (昭和三十四
2   二十三号)第三十一条第五項ただし書、第三十三条第三項ただ	二十三号)第三十一条第五項ただし書、第三十三条第三項ただ
1 準用する場合を含む。)、実用新案法(昭和三十四年法律第百	準用する場合を含む。)、実用新案法 (昭和三十四年法律第百
「国際出願法施行規則」という。)第八十二条第二項において	「国際出願法施行規則」という。) 第八十二条第二項において
-   る法律施行規則(昭和五十三年通商産業省令第三十四号。以下	る法律施行規則 (昭和五十三年通商産業省令第三十四号。以下
/ )第十八条第四項及び特許協力条約に基づく国際出願等に関す	)第十八条第五項及び特許協力条約に基づく国際出願等に関す
律(昭和五十三年法律第三十号。以下「国際出願法」という。	律(昭和五十三年法律第三十号。以下「国際出願法」という。
2 第八項ただし書 (特許協力条約に基づく国際出願等に関する法	第八項ただし書 (特許協力条約に基づく国際出願等に関する法
項ただし書、第百十二条第三項ただし書若しくは第百九十五条	項ただし書、第百十二条第三項ただし書若しくは第百九十五条
┴ 第一条 特許法 (昭和三十四年法律第百二十一号) 第百七条第五	第一条 特許法 (昭和三十四年法律第百二十一号)第百七条第五
(工業所有権の手数料等を現金により納付できる場合)	(工業所有権の手数料等を現金により納付できる場合)
現	改正案

2

(略)

2

(略)

- 93 -

# (識別番号の付与)

第二条 現金納付関連規定又は前条第二項の規定に基づき、 規則」という。)第十条第五十四号から第五十六号までに規定 第四十一条の二第一項若しくは第二項に規定する登録料、第四 する電子情報処理組織を使用して行う手続に係るものを除く。 十六号までに規定する手続であって特例法第二条第一項に規定 に規定する手数料(特例法施行規則第十条第五十四号から第五 規定する割増登録料若しくは第六十七条第一項若しくは第二項 匠法第四十二条第一項に規定する登録料、第四十四条第二項に 子情報処理組織を使用して行う手続に係るものを除く。)、意 までに規定する手続であって特例法第二条第一項に規定する電 する手数料(特例法施行規則第十条第五十四号から第五十六号 る割増登録料若しくは第五十四条第一項若しくは第二項に規定 組織を使用して行う手続に係るものを除く。)、実用新案法第 する手続であって特例法第二条第一項に規定する電子情報処理 行規則 ( 平成二年通商産業省令第四十一号。以下「特例法施行 する手数料(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施 する割増特許料若しくは第百九十五条第一項から第三項に規定 第十条第五十四号から第五十六号までに規定する手続であって 六条第一項若しくは第二項に規定する手数料 (特例法施行規則 条の七第一項若しくは第二項に規定する登録料若しくは第七十 十三条第一項から第三項までに規定する割増登録料、第六十五 三十一条第一項に規定する登録料、第三十三条第二項に規定す 法第百七条第一項に規定する特許料、第百十二条第二項に規定 商標法第四十条第一項若しくは第二項に規定する登録料、 一条第 項に規定する電子情報処理組織を使用して行 特許

# (識別番号の付与)

第二条 現金納付関連規定又は前条第二項の規定に基づき、 特例法第二条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行 条の七第一項若しくは第二項に規定する登録料若しくは第七十 する電子情報処理組織を使用して行う手続に係るものを除く。 に規定する手数料(特例法施行規則第十条第五十四号から第五 規定する割増登録料若しくは第六十七条第一項若しくは第二項 匠法第四十二条第一項に規定する登録料、第四十四条第二項に 子情報処理組織を使用して行う手続に係るものを除く。)、 までに規定する手続であって特例法第二条第一項に規定する電 する手数料(特例法施行規則第十条第五十四号から第五十六号 る割増登録料若しくは第五十四条第一項若しくは第二項に規定 三十一条第一項に規定する登録料、第三十三条第二項に規定す 組織を使用して行う手続に係るものを除く。 する手続であって特例法第二条第一項に規定する電子情報処理 規則」という。)第十条第五十四号から第五十六号までに規定 する手数料(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施 する割増特許料若しくは第百九十五条第一項から第三項に規定 法第百七条第一項に規定する特許料、 第十条第五十四号から第五十六号までに規定する手続であって 六条第一項若しくは第二項に規定する手数料 (特例法施行規則 第四十一条の二第一項若しくは第二項に規定する登録料、 十六号までに規定する手続であって特例法第二条第一項に規定 行規則 ( 平成二年通商産業省令第四十一号。以下「特例法施行 十三条第一項から第三項までに規定する割増登録料、 )、商標法第四十条第一項若しくは第二項に規定する登録料、 第百十二条第二項に規定 )、実用新案法第 第六十五 第四

式第一によりしなければならない。 式第一によりしなければならない。 は、は、 が満別番号の付与を請求する場合には、様 が下「現金納付に係る工業所有権の手数料等」という。)を現 に規定する手数料その他工業所有権に関する事務に係る手数料( に規定する手数料又は国際出願法施行規則第八十二条第一項に 四項、第十二条第三項若しくは第十八条第一項若しくは第二項 で規定する手数料又は国際出願法施行規則第八十二条第一項に 四項、第十二条第三項若しくは第十八条第一項若しくは第二項 で規定する電子情報処理組織を る手数料(特例法第二条第一項に規定する電子情報処理組織を う手続に係るものを除く。)、特例法第四十条第一項に規定す

2・3 (略)

### 2 (略)第五条 (略)

3

り同時に行う場合、同法第四十二条第一項第一号の規定によるり同時に行う場合、同法第四十二条第一項第一号の規定によるを秘密にすることの請求」という。)を意匠登録願の提出により同時に行う場合、意匠登録出願及び当該実用新案に係る第一年から第三年までの登録料る補正及び特許出願又は実用新案登録出願に係る請求項の数を増加する補正を誤訳訂正書の提出により同時に行う場合、実用新案登録出願及び当該定用新案に係る第一年から第三年までの登録料本の納付書により納付しなければならない。ただし、手数料等のの納付書により納付しなければならない。ただし、手数料等のの納付書により納付しなければならない。ただし、手数料等のの納付書により納付しなければならない。ただし、手数料等のの納付書により納付しなければならない。ただし、手数料等は、一

なければならない。

( 特例法第二条第一項に規定する電子情報処理組織をの手数料(特例法第二条第一項に規定する電子情報処理組織をの手数料(特例法第二条第一項に規定する手数料の項、第十二条第三項若しくは第十八条第一項に規定する手数料の項、第十二条第三項若しくは第十八条第一項に規定する手数料の項、第十二条第三項若しくは第十八条第一項に規定する手数料の項、第十二条第三項若しくは第十八条第一項に規定する手数に係るして行う手続に係るものを除く。)、特例法第四十条第一項に規定する手数料(特例法第二条第一項に規定する手数料(特例法第二条第一項に規定する手数料(特別法第二条第一項に規定する手数料(特別法第二条第一項に規定する手数料(特別法第二項に規定する手数料(特別法第二項に規定する手数料(特別法第二項に規定する手数料(特別法第二項に規定する手数料(特別法第二項に規定する手数料(特別法第二項に規定する手数料(特別法第二項に規定する手数料(特別法第二項に規定する手数料(特別法第二条第一項に規定する手数料(特別法第二条件)

2・3 (略)

2 (略)第五条 (略)

3 IJ を秘密にすることの請求」という。)を意匠登録願の提出によ の納付を実用新案登録願の提出により同時に行う場合、 録出願及び当該実用新案に係る第一年から第三年までの登録料 る補正を誤訳訂正書の提出により同時に行う場合、実用新案登 加する補正を手続補正書の提出により同時に行う場合、 補正及び特許出願又は実用新案登録出願に係る請求項の数を増 の納付書により納付しなければならない。 よる意匠を秘密にすることの請求 (以下この項において「意匠 録出願及び当該意匠登録に係る意匠法第十四条第一項の規定に 訂正を目的とする補正及び特許出願に係る請求項の数を増加 卣 一の手続に係る現金納付に係る工業所有権の手数料等は、 時に行う場合、 同法第四十二条第 一項第一号の規定による ただし、 手数料等の 誤訳の 意匠登

なければならない現金納付に係る工業所有権の手数料等を一の の届出を一の書面でする場合には、その手続をする際に納付し 録令施行規則(昭和三十五年通商産業省令第三十六号)第十七 許登録令施行規則(昭和三十五年通商産業省令第三十三号)第 年通商産業省令第十三号)第九条第二項若しくは第三項及び特 おいて準用する場合を含む。 規則 (昭和三十五年通商産業省令第十二号) 第十九条第一項に 十二条第二項若しくは第三項(実用新案法施行規則(昭和三十 続補正書の提出により同時に行う場合並びに特許法施行規則第 標登録出願に係る商品及び役務の区分の数を増加する補正を手 録料納付書の提出により同時に行う場合、手数料の補正及び商 条第三項において準用する場合を含む。) の規定により二以上 和三十五年通商産業省令第三十五号) 第六条第三項及び商標登 十条の二第一項 ( 実用新案登録令施行規則 ( 昭和三十五年通商 五年通商産業省令第十一号)第二十三条第一項及び意匠法施行 産業省令第三十四号)第三条第三項、意匠登録令施行規則(昭 付書により納付しなければならない。 年分の登録料の納付及び意匠を秘密にすることの請求を登 )、商標法施行規則 ( 昭和三十五

第七条(略)(現金納付に係る工業所有権の手数料等の納付日の特例)

八十二条第二項において準用する場合を含む。)、実用新案法第八項、国際出願法第十八条第五項及び国際出願法施行規則第合を含む。)若しくは第百九十五条第十一項(特例法第四十条許法第百十一条第一項(意匠法第四十五条において準用する場2 納付者が、納付に係る手続を行わなかった場合において、特

納付書により納付しなければならない。 なければならない現金納付に係る工業所有権の手数料等を一の の届出を一の書面でする場合には、その手続をする際に納付 条第二項において準用する場合を含む。) の規定により二以上 録令施行規則(昭和三十五年通商産業省令第三十六号)第十七 和三十五年通商産業省令第三十五号) 第六条第二項及び商標登 許登録令施行規則(昭和三十五年通商産業省令第三十三号)第 年通商産業省令第十三号)第九条第二項若しくは第三項及び特 おいて準用する場合を含む。)、商標法施行規則(昭和三十五 規則(昭和三十五年通商産業省令第十二号)第十九条第一項に 標登録出願に係る商品及び役務の区分の数を増加する補正を手 第一年分の登録料の納付及び意匠を秘密にすることの請求を登 産業省令第三十四号)第三条第二項、 十条の二第一項 ( 実用新案登録令施行規則 ( 昭和三十五年通商 五年通商産業省令第十一号)第二十三条第一項及び意匠法施行 十二条第二項若しくは第三項 (実用新案法施行規則 (昭和三十 続補正書の提出により同時に行う場合並びに特許法施行規則第 録料納付書の提出により同時に行う場合、手数料の補正及び商 意匠登録令施行規則**(**昭

(現金納付に係る工業所有権の手数料等の納付日の特例)

第七条 (略)

2

八十二条第二項において準用する場合を含む。)、実用新案法第八項、国際出願法第十八条第四項及び国際出願法施行規則第合を含む。)若しくは第百九十五条第十一項(特例法第四十条許法第百十一条第一項(意匠法第四十五条において準用する場納付者が、納付に係る手続を行わなかった場合において、特

五十四条の二第十一項、 準用する場合を含む。 項(意匠法第四十五条において準用する場合を含む。 の返還を特許庁長官に請求するときは、特許法第百十一条第二 第七項の規定に基づき、 十七条第七項又は商標法第四十二条第一項若しくは第七十六条 第三十四条第一項若しくは第五十四条の二第十項、意匠法第六 の手数料等が現金により日本銀行へ納付された日とする。 第四十二条第二項若しくは第七十六条第八項に規定する納付し 百九十五条第十二項(特例法第四十条第八項、国際出願法第十 た日は、 八条第五項及び国際出願法施行規則第八十二条第二項において 前項の規定にかかわらず、現金納付に係る工業所有権 現金納付に係る工業所有権の手数料等 意匠法第六十七条第八項並びに商標法 実用新案法第三十四条第二項及び第 ) 及び第

五十四条の二第十一項、 準用する場合を含む。 項(意匠法第四十五条において準用する場合を含む。 の返還を特許庁長官に請求するときは、特許法第百十一条第二 第七項の規定に基づき、現金納付に係る工業所有権の手数料等 第四十二条第二項若しくは第七十六条第八項に規定する納付し 百九十五条第十二項(特例法第四十条第八項、国際出願法第十 十七条第七項又は商標法第四十二条第一項若しくは第七十六条 第三十四条第一項若しくは第五十四条の二第十項、 の手数料等が現金により日本銀行へ納付された日とする。 た日は、前項の規定にかかわらず、 八条第四項及び国際出願法施行規則第八十二条第二項において ر ` 意匠法第六十七条第八項並びに商標法 実用新案法第三十四条第二項及び第 現金納付に係る工業所有 意匠法第六 ) 及び第

弁理士法施行規則 (平成十二年通商産業省令第四百十一号) (第十二条関係)

しくは回復の申請 しくは回復の申請 しくは回復の申請 しくは回復の申請 しくは回復の申請 とする。 (略) に関する登録又は登録の抹消若 に 、次に掲げるとおりとする。 (登録又は登録の抹消若しくは回復の申請)	目次   第一章 仲裁機関の指定(第一条) 第二章 仲裁機関の指定(第一条) 第二章 仲裁機関の指定(第二十一条の二 第二十一条の二十四 第二章 分理士試験(第二十一条の二 第二十一条の二十四 第二章 登録(第二十二条 第二十一条の二十四条) 第五章 特許業務法人(第二十九条 第三十二条) 第五章 特許業務法人(第二十九条 第三十二条) 第七章 業務の制限の解除(第三十六条 第三十八条) 第十章 業務の制限の解除(第三十六条 第三十八条)	改正案
の専用実施権についての通常実施権又はこれらの権利につい若しくは特許権、実用新案権若しくは意匠権若しくはこれら二 特許権、実用新案権若しくは意匠権についての専用実施権一 (略) 続は、次に掲げるとおりとする。 (登録又は登録の抹消若しくは回復の申請)	目次   目次   目次   目次   目次   目次   目次   目次	現

#### 三・四 (略)

# ( 特許証等の再交付の請求)

第三十七条 て準用する場合を含む。)の規定による再交付の請求とする。 昭和三十五年通商産業省令第十三号)第二十二条第七項におい 通商産業省令第十二号)第十九条第九項及び商標法施行規則( 六十七条 ( 実用新案法施行規則 ( 昭和三十五年通商産業省令第 続は、特許法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十号)第 一号)第二十三条第十一項、 令第七条第十号に規定する経済産業省令で定める手 意匠法施行規則 (昭和三十五年

(削る)

(ぶどう酒又は蒸留酒の産地の指定の申請)

第三十八条 手続は、 出とする。 商標法施行規則第一条第一項の規定による申請書の提 令第七条第十一号に規定する経済産業省令で定める

ての質権に関する登録又は登録の抹消若しくは回復の申請

#### 三 四 (略)

# (特許証等の再交付の請求)

第三十七条 令第七条第十号に規定する経済産業省令で定める手 昭和三十五年通商産業省令第十三号) 第二十二条第九項におい 通商産業省令第十二号) 第十九条第八項及び商標法施行規則 ( 続は、特許法施行規則 (昭和三十五年通商産業省令第十号) 第 て準用する場合を含む。)の規定による再交付の請求とする。 十一号) 第二十三条第十二項、意匠法施行規則 ( 昭和三十五年 六十七条 ( 実用新案法施行規則 ( 昭和三十五年通商産業省令第

# (学術団体又は博覧会の指定の申請)

第三十八条 場合を含む。)の規定による申請書の提出とする。 第三項及び商標法施行規則第二十二条第二項において準用する 手続は、 行規則第二十二条の二第一項 ( 実用新案法施行規則第二十三条 第二十三条第二項において準用する場合を含む。 特許法施行規則第十九条第一 令第七条第十一号に規定する経済産業省令で定める 項 ( 実用新案法施行規則 特許法施

(ぶどう酒又は蒸留酒の産地の指定の申請)

第三十九条 出とする。 手続は、商標法施行規則第一条第一項の規定による申請書の提 令第七条第十二号に規定する経済産業省令で定める